

みんなが主役 しあわせつながる 丸ごとプラン

湯沢市地域福祉推進計画

第4期地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画



令和6年3月

湯沢市・社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会

はじめに

本市では、社会福祉法の規定に基づき平成 21（2009）年 3 月に「湯沢市地域福祉計画」を策定し、地域の生活課題の解決のためにさまざまな取り組みを進めてまいりました。一方、地域福祉を推進する上で重要なパートナーである「湯沢市社会福祉協議会」では、住民や各種ボランティア団体などの相互の協力により地域福祉を推進するための実践的な計画として「湯沢市地域福祉活動計画」を策定してきました。



近年は、少子高齢化や社会構造の変化などに伴い、複雑な生活課題を抱える世帯がふえており、公的サービスだけでは十分に対応することが難しくなっています。また、コロナ禍の影響により、人々の活動が自粛を余儀なくされた結果、地域コミュニティの弱体化が懸念される状況となっています。

こうした状況の中、地域で助け合い、支え合う地域づくりに向けた施策を展開するため、市と同協議会がこれまで別々に策定してきた地域福祉に関する計画を一体化し、「湯沢市地域福祉推進計画」を新たに策定いたしました。

「支え合い、誰もがつながる安全・安心の共生社会の実現」の基本理念のもと、市と同協議会のさらなる連携と、市民や関係団体などとの協働により、地域において互いに助け合う体制と包括的な支援体制を構築し、地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました湯沢市地域福祉計画策定委員会委員の皆様を初め、アンケート調査などを通して貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

湯沢市長 佐 藤 一 夫

湯沢市社会福祉協議会は、平成17（2005）年の市町村合併時から、地域住民による日常生活課題の解決に向けた行動計画である「地域福祉活動計画」を策定し、住民一人ひとりが地域の生活課題を自分たちの問題として捉え、互いに支え合う体制づくりに取り組んでまいりました。

昨今、生活課題が複雑化・複合化しております。それに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症の拡大が人々の生活や地域コミュニティのあり方に大きな影響を及ぼし、人と人のつながりが希薄化している状況にあります。



このような中、行政計画である地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体とした「湯沢市地域福祉推進計画」を策定する運びとなり、地域福祉の推進に向けたより実効性のある計画が作り上げられたものと認識しております。

本計画に基づき、すべての人が分け隔てなく、そしてすべての人が役割を持ち、多様な主体との協働により支え合う仕組みと地域コミュニティを構築し、基本理念に掲げる「支え合い、誰もがつながる安全・安心の共生社会の実現」に向け、本会の役割を果たしてまいります。

最後になりますが、湯沢市地域福祉計画策定委員会委員の皆様や関係機関の皆様にはさまざまな立場から貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、本計画の推進にあたりご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会
会長 皆 川 養 悦

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	地域福祉と地域共生社会	2
2	計画の概要	2
3	計画の位置づけ	5
4	計画の推進体制	6
第2章	湯沢市の現状と課題	8
1	福祉を取り巻く現状	9
2	課題の整理	13
第3章	計画の基本的な考え方	15
1	基本理念	16
2	基本目標と取り組みの方向	16
第4章	地域福祉計画の体系と施策の展開	18
1	計画の体系	19
2	施策の展開	20
第5章	地域福祉活動計画の体系と施策の展開	31
1	計画の体系	32
2	施策の展開	33
第6章	重層的支援体制整備事業実施計画	43
第7章	再犯防止推進計画	55
資 料		64

第 1 章

計画の策定にあたって

1 地域福祉と地域共生社会

(1) 地域福祉とは

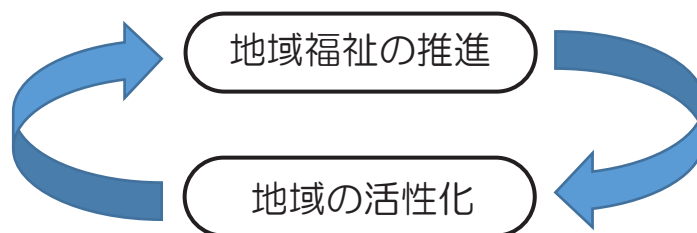
「地域福祉」とは、子どもや高齢者、障がいのある人、生活に困っている人など、そのすべての人が安心して暮らしていくことができるように地域住民を中心に社会福祉に携わる団体、機関などが互いに協力し合い、地域住民が持つさまざまな問題の解決に向けて一緒に取り組むことです。

(2) 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、社会構造が変化していく中、地域住民がさまざまな生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるように、地域住民同士の支え合いや多様な主体による支え合いにより一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会であり、その理念は地域福祉推進の目的と相通ずるものです。

(3) 地域福祉の推進と地域共生社会の実現の先にあるもの

誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進しようという取り組みは、さまざまな課題に直面している地域そのものを元気にすることにつながります。ライフステージにおいてさまざまなリスクが生じた場合、地域住民と支援機関などが一緒にサポートしていく体制が地域福祉推進の基盤として不可欠であり、また、地域福祉の推進によって生活が安定、向上することは、地域の活性化に還元されていくものと考えます。



2 計画の概要

(1) 計画策定の背景

人口減少や少子高齢化が進展する中、価値観や生活スタイルの多様化などにより住民同士の関係性が希薄化し、さらに今般の新型コロナウイルスの感染拡大がそれに拍車をかけ、地域における助け合いや支え合いの機能の低下が危惧されています。

また、8050問題や老老介護、ヤングケアラーなど複合的な課題を抱えている世帯の問題や、ひきこもりや社会的孤立・孤独などの新たな問題が顕在化しており、地域を取り巻く福祉課題はますます複雑になり、深刻化しています。

それに伴い、高齢者、障がい児・者、子育て世代といった分野別の支援では対応し切れない制度の狭間にある福祉ニーズや生活課題への対応と解決に向けた取り組みが重要となっています。

こうした状況を踏まえ、市と湯沢市社会福祉協議会が一体となって、地域社会を取り巻く環境の変化や、それに伴う新たな課題に対応しながら、さらなる地域福祉の充実を図るため本計画を策定するものです。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

市においては、社会福祉法の規定に基づき平成21年3月に「地域福祉計画」を策定し、社会情勢や国の福祉制度の改正などを反映させながら改訂し、それに基づき地域の生活課題の解決のために必要となる施策や体制を充実させながら地域福祉を推進してきました。

一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的とする団体として社会福祉法に規定されている社会福祉協議会が、地域住民や民生児童委員、関係団体などにより地域福祉を推進するための具体的な取り組みを定める計画であり、湯沢市社会福祉協議会においては、平成18年3月にこの計画を策定しています。

地域の課題や社会資源の状況など共通の認識をもとに、それぞれの役割を担いながら地域福祉を推進するいわば車の両輪と言えるこの2つの計画が、より実効性のあるものとなるように一体的に策定し、本計画の正式名称を「湯沢市地域福祉推進計画」とします。また、本計画に親しみを持っていただくために「みんなが主役しあわせつながる丸ごとプラン」という愛称をつけています。

【地域福祉計画】

社会福祉法第107条の規定に基づき自治体が行政計画として策定するもので、誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らすことができる地域づくりのための取り組みや支援策についてまとめたものです。

【地域福祉活動計画】

地域福祉を推進する団体として社会福祉法第109条に規定されている社会福祉協議会が策定するもので、住民や福祉活動を行う者、各種ボランティア団体などによる相互の協力により地域福祉を推進するための実践的な活動計画です。

(3) 重層的支援体制整備事業実施計画及び再犯防止推進計画の包含

地域住民同士のつながりが希薄化し、地域で支え合う基盤が弱体化しており、より一層、行政や関係機関、地域住民が連携した支援体制の確立が求められています。

こうした状況を踏まえ、市では平成28年7月から国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を実施し、各制度が連携した包括的な支援の提供に取り組んできました。

さらに令和4年度からは、性質や特徴を問わない包括的な相談支援、地域資源を生かした社会復帰支援、多世代の交流や多様な活躍の場の環境整備を柱とした「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます。今後の地域福祉推進のための重点的施策として位置づけるこの事業を適切かつ効果的に展開するため、その実施計画を本計画（第4期地域福祉計画）に包含します。

また、平成28年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘するとともに、再犯の防止などに関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが規定されています。

このことから、犯罪や非行をした人の生活と社会復帰を支え、再犯を防止し、もって市民が犯罪の被害に遭うことを防ぎ、安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、再犯防止推進計画を本計画（第4期地域福祉計画）に包含するものです。

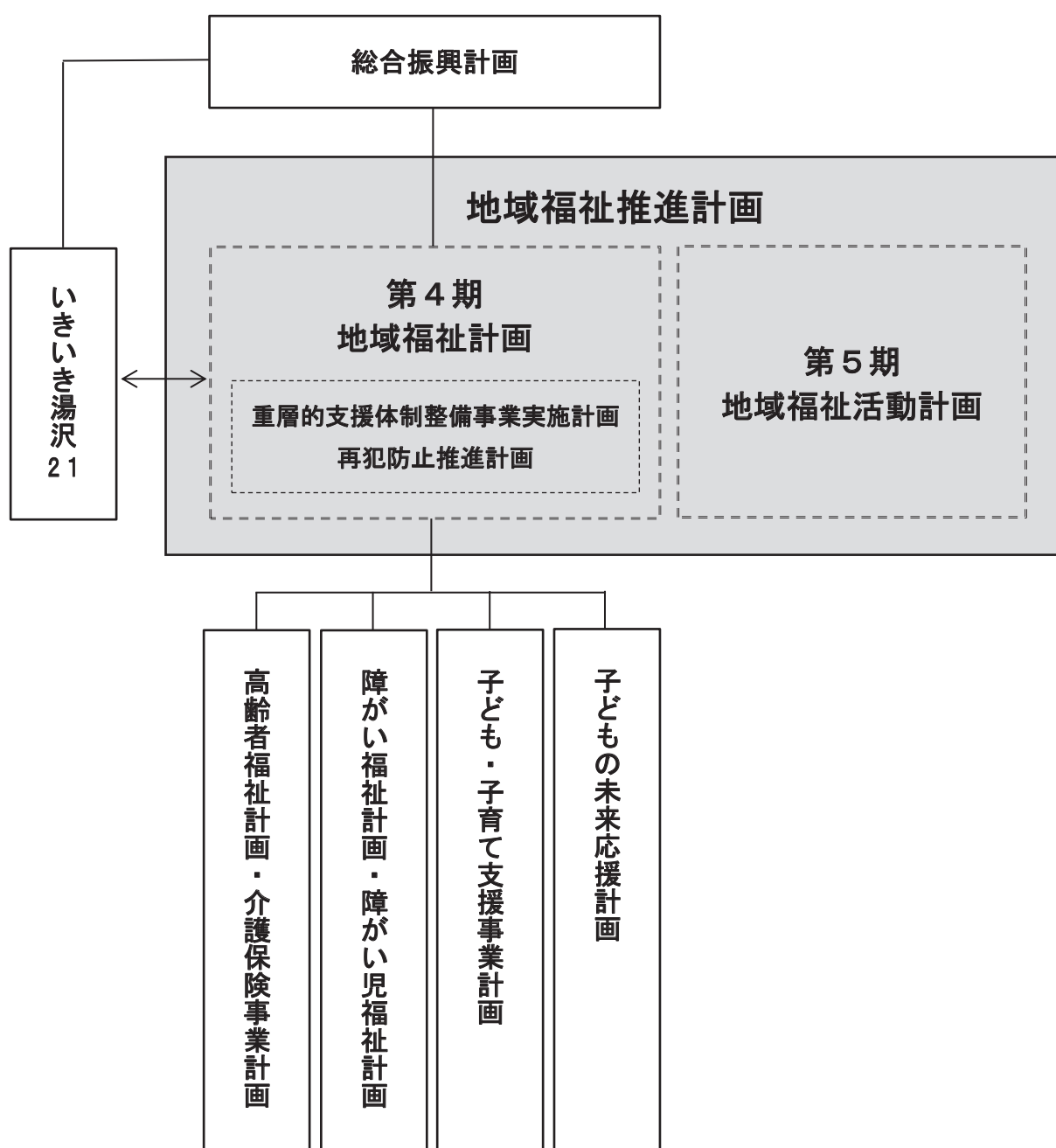
(4) 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

地域福祉計画は、本市の最上位計画である「総合振興計画」に基づき、地域福祉を推進するための理念や目標を定めるもので、高齢者や障がい者、子育てなどの各分野において策定する各種計画と連携します。

また、市民へのよりよい生活支援の観点から、地域福祉に関する具体的な取り組みを定める「地域福祉活動計画」を地域福祉計画と一体的に策定します。



4 計画の推進体制

（１）地域福祉の推進体制

地域福祉推進の主体である市民を初め、町内会などの自治組織や民生児童委員、社会福祉協議会を初めとする関係団体、行政による連携と協働が重要であり、多様な主体が積極的に参画する体制により地域福祉の推進に取り組みます。

（２）計画の進捗管理・評価

上位計画である総合振興計画や関連する各計画において掲げる指標の達成度、市民満足度調査における福祉関連項目の満足度を向上させることを目標に、各施策に取り組みます。

また、本計画の進捗管理については、P D C Aサイクルを活用することとし、市の関係各課で構成する「湯沢市地域福祉推進庁内会議」においてその管理・評価を行うとともに、外部の識者などで構成する「湯沢市地域福祉推進評価委員会（仮称）」を新たに設け、中間年を目途に当該委員会による評価も行いながら、その結果をもとに福祉施策のあり方などを検討します。

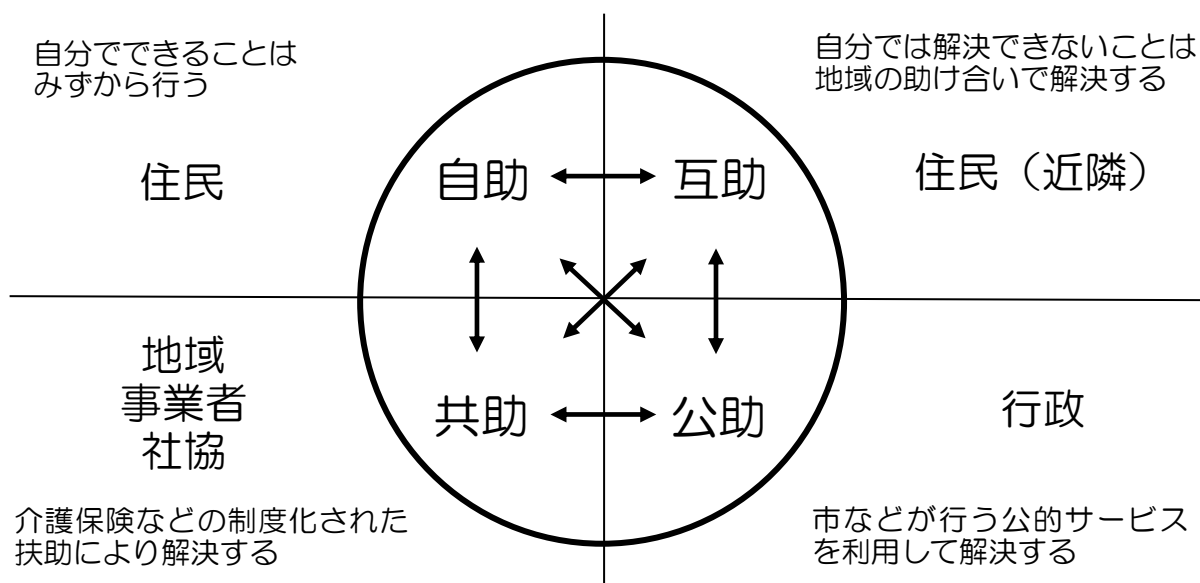


（３）普及啓発

本計画に基づく取り組みをさまざまな機会において発信するとともに、市民が地域福祉の担い手の中心であることの理解の深化と、地域の課題を他人事ではなく自分のこととして受け止める意識の向上を図ります。

(4) 自助・互助・公助・共助の連携

生活課題が多様化・複雑化する中、公的施策だけでは十分な対応が困難になってきています。まずは、市民一人ひとりができる範囲で自分や家族の安全と安心の確保に取り組み、そして地域での支え合いや社会保障制度、公的機関による支援、それら相互の連携を基本として市民の自立した生活を支援します。



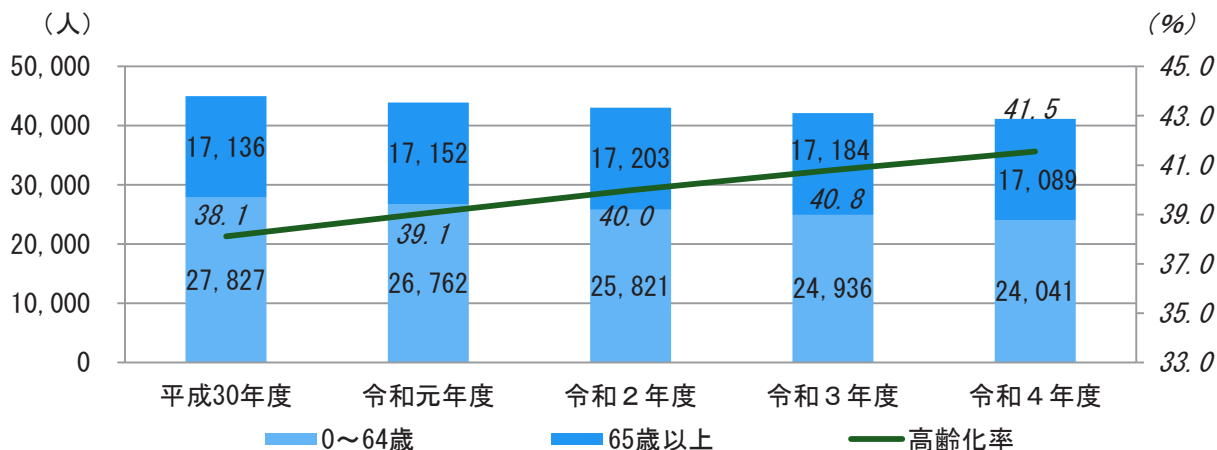
第2章

湯沢市の現状と課題

1 福祉を取り巻く現状

(1) 人口と高齢化

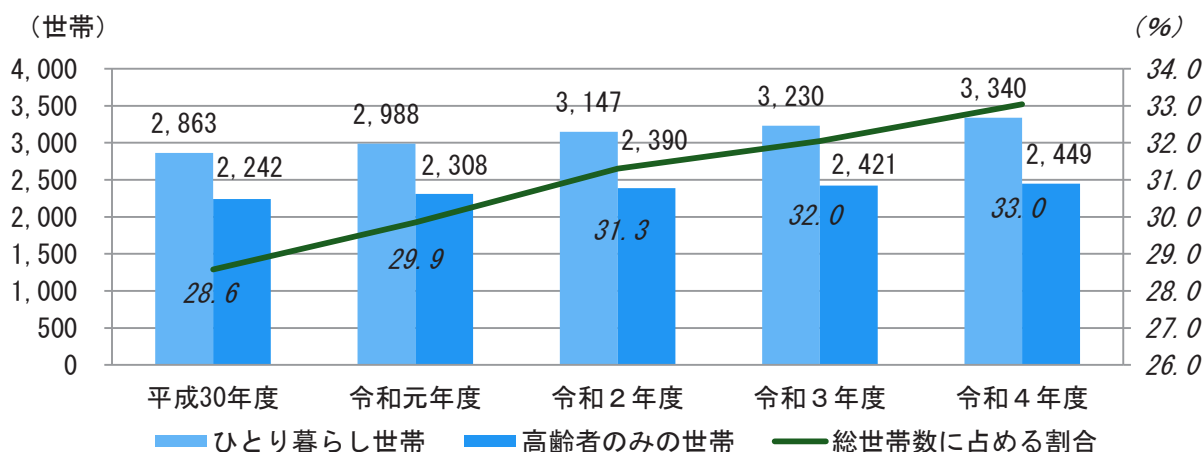
人口は減少し、高齢化率は上昇しています。



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

(2) ひとり暮らし世帯・高齢者のみの世帯

ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯ともに増加し、それらの世帯数が総世帯数に占める割合も増加しています。



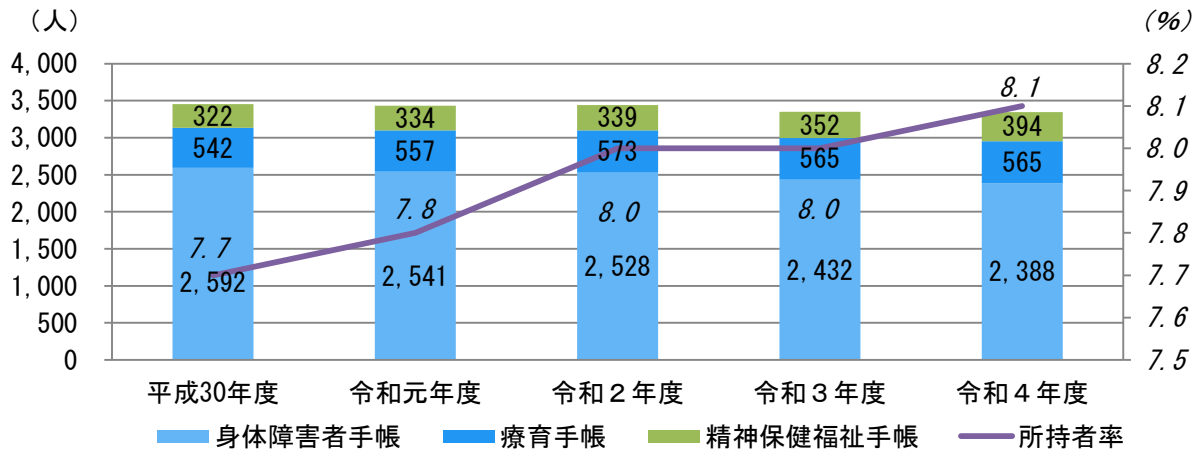
資料：住民基本台帳・湯沢市福祉の概要（各年度末現在）

「ひとり暮らし世帯」は施設入所を除く

「高齢者のみの世帯」はひとり暮らしを除く

(3) 障がい者手帳所持者

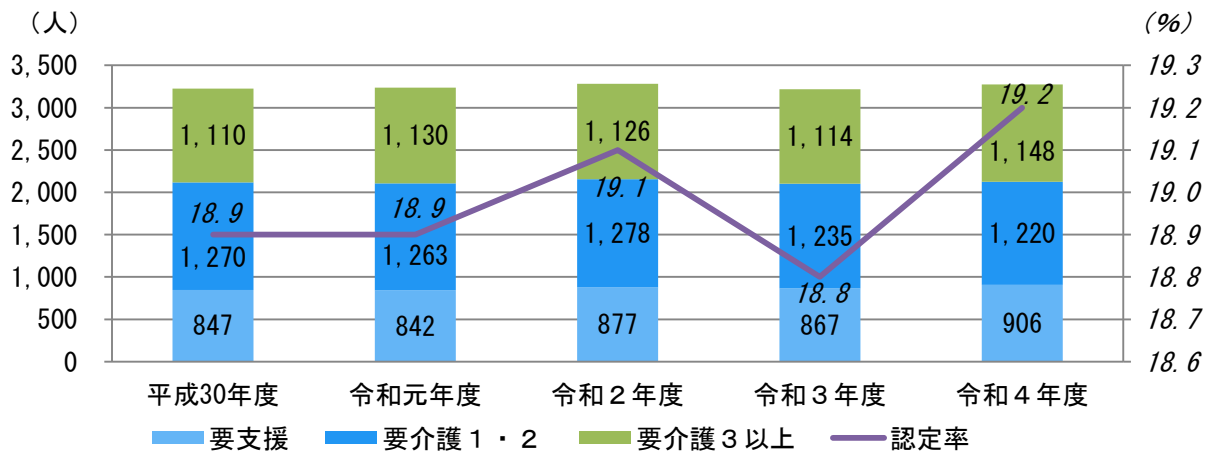
障がい者手帳所持者数（延べ数）は全体としてやや減少していますが、人口に対する障がい者手帳所持者数の割合は増加しています。



資料：住民基本台帳・湯沢市福祉の概要（各年度末現在）

(4) 要介護要支援認定者

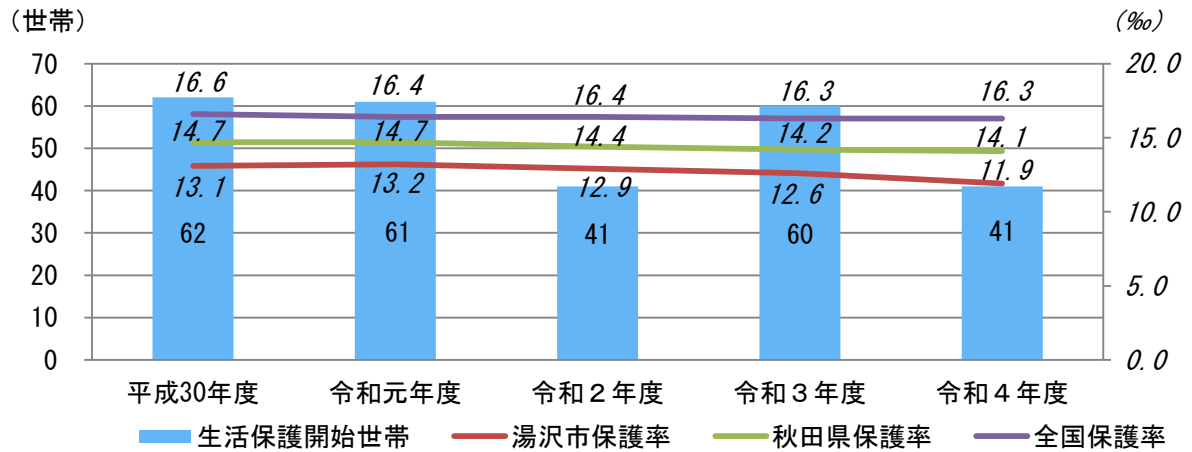
要介護要支援認定者、認定率ともにやや増加傾向にあります。



資料：介護保険事業状況報告

(5) 生活保護受給世帯

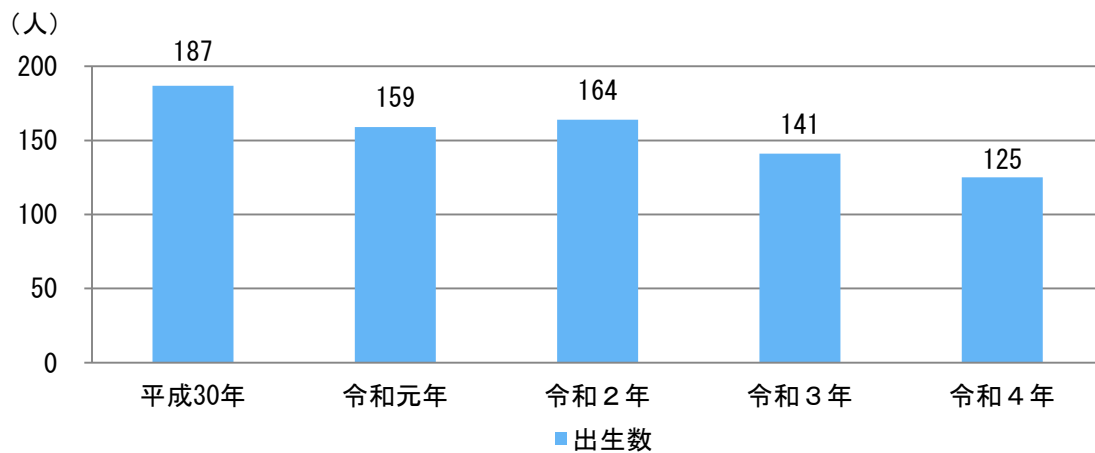
保護開始世帯数は減少傾向にあります。保護率も全国、秋田県を下回って推移し、減少傾向にあります。



資料：湯沢市福祉の概要

(6) 出生数

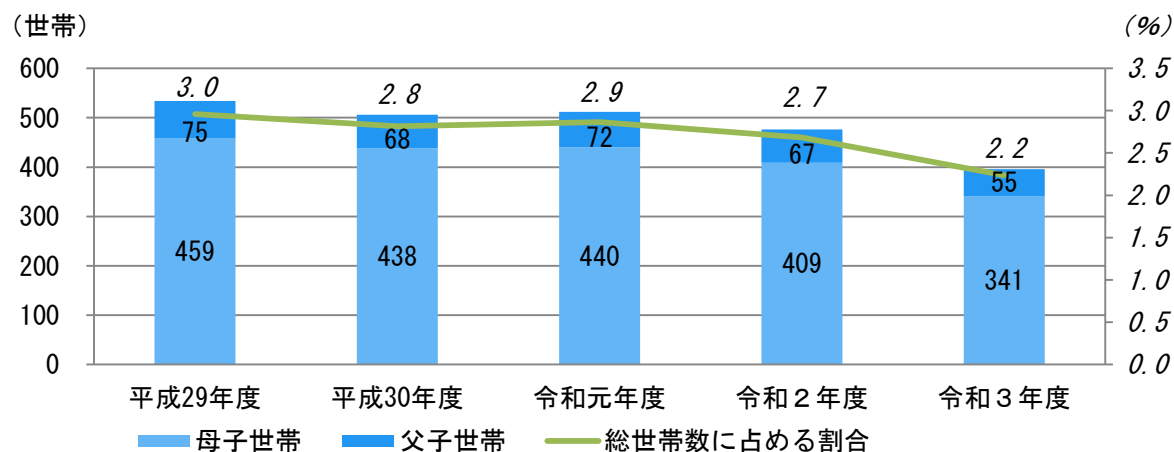
平成30年と令和4年を比較すると、3割以上減少しています。



資料：湯沢市福祉の概要（各年12月末現在）

(7) 母子・父子世帯

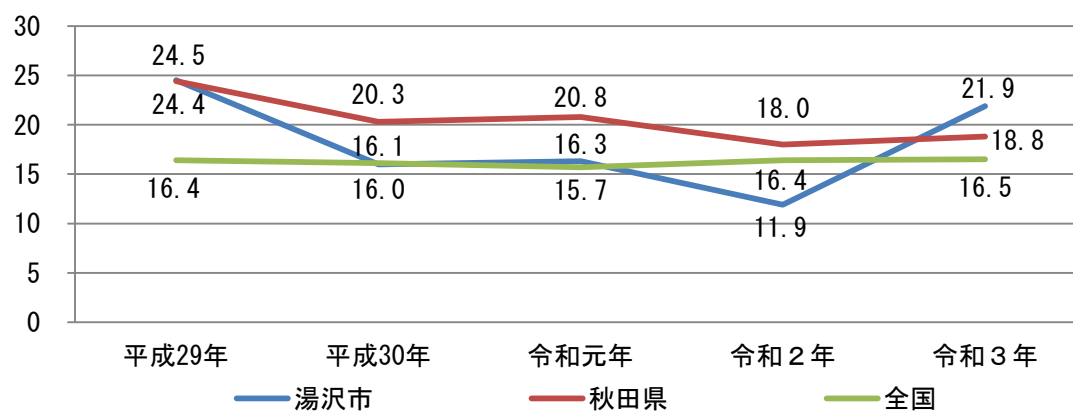
母子世帯数、父子世帯数ともに減少しています。



資料：住民基本台帳・湯沢市福祉の概要

(8) 自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）

自殺率は減少していたものの、令和3年に増加に転じています。



資料：湯沢市健康対策課業務概要（各年12月末現在）

2 課題の整理

第3期地域福祉計画の評価結果や地域福祉計画アンケート調査結果のほか、地域福祉推進庁内会議や地域福祉計画策定委員会において出された意見などから、地域における課題を次のとおり整理しました。

健康や老後の不安

自分や家族の健康や老後に不安を抱えている人が多いことがうかがえます。心身が健康であることは何よりも大切なことであり、そのためには生活習慣病の発症や疾病の重症化予防に取り組むとともに、高齢者などの介護予防の推進に取り組むことが重要です。

担い手・人材不足

地域の担い手の高齢化が顕著であることに加え、地域活動における若い世代の参加が少ない状況にあり、地域における人と人とのつながりの希薄化や地域活動の弱体化が懸念されます。地域の課題を自分たちで解決していく互助・共助の力を向上させるため、地域福祉活動にかかわる人材の育成や、思いやりの心をはぐくむことが重要です。

交流の場や集いの場

「地域福祉」とは地域住民が主体となり課題を解決していくことです。地域の課題解決に向けた地域住民の主体的な活動や多世代の交流、地域と学校の交流などを推進することが重要です。また、交流の場や集いの場の充実度に対する満足度は低く、それらの活動や交流の拠点づくりも求められます。

相談支援体制の充実

アンケート結果では、「どこに相談したらいいのかわからない」または「相談できる人はいない」との回答が一定数あり、身近なところで相談できる体制の整備が求められます。また、福祉サービスの利用に関しては、サービスの内容や利用の仕方をわかりやすくすることが求められています。デジタル技術を含めさまざまな情報媒体や機会を活用した情報提供と、悩み事などを気軽に相談できる窓口体制の整備が求められます。

包括的な支援体制

社会情勢の変化や価値観の多様化などにより、個人や世帯が抱える課題は複雑化、複合化しています。また、人と人とのつながりが

弱まってきている中で孤立・孤独、あるいはひきこもりといった問題は、本市においても皆無ではありません。分野別での支援では対応し切れないような課題に対しては、関係する機関が連携して支援する体制の整備が重要となります。

在宅生活の支援

本市総合振興計画においては、誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる環境が整うことを目指しています。そのためには、支援を必要とする人またはその家族に対して、各種制度に基づく在宅支援サービスにより支援することが前提となります。

安全・安心な生活環境

冬期間の生活に不安を抱えている人や公共交通の利便性の向上を望む声が多く、安全・安心な生活環境の確保には、冬期生活の支援のほか、持続可能な公共交通体系の構築や高齢者などの外出支援に努めることが重要となっています。これに加え、空き家対策や感染症対策の推進も求められるものと考えます。

権利擁護の推進

高齢化は引き続き進展することが見込まれ、認知症の人の増加も懸念されます。そのような中、判断能力が十分ではない高齢者などに必要な支援が届くようにするため権利擁護の取り組みは重要な課題となります。また、虐待やDVは、外部に発覚しにくく、対応が遅れた場合は、取り返しのつかない状況になるおそれがあり、早期発見と防止への取り組みが重要です。

災害時の助け合い

災害時に支援が必要な人への支援に関しては、支援を必要とする人を地域で把握することや、日ごろから住民同士が協力できる体制をつくることが重要視されており、災害発生時に支え合い、助け合える地域づくりが地域福祉推進のために重要であるとの考え方がうかがえます。平時から要支援者の把握に努めることと、地域で助け合うことができる仕組みづくりの推進が求められます。

防犯と再犯防止

高齢者を初めとする社会的弱者は、犯罪に巻き込まれやすくなることから、周囲の見守りが必要であり、さらに犯罪を未然に防ぐという観点においては、罪を犯した人などが再び犯罪や非行に及ぶことのないように支援することが重要です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

支え合い、誰もがつながる安全・安心の共生社会の実現

地域のつながりが弱体化している中、ひきこもりや社会的孤立・孤独などの新たな問題が顕在化し、地域の課題はますます複雑になってきており、地域共生社会の実現のためには、地域において互いに助け合う体制と包括的な支援体制の構築による地域福祉の推進が重要になっています。

この観点に立って策定され、これまで地域福祉推進のよりどころとされてきた地域福祉計画と地域福祉活動計画の基本的な考え方を引き継ぎ、「支え合い、誰もがつながる安全・安心の共生社会の実現」を本計画の基本理念に掲げ、地域福祉の向上と地域共生社会の実現に取り組みます。

2 基本目標と取り組みの方向

上記の基本理念のもと、市が抱える課題を解決していくため、以下のとおり3つの基本目標を設定し、目標達成のための取り組みの方向を設定しました。

＜基本目標1＞健康づくり、人づくり、支え合いの地域づくり

	取り組みの方向
地域福祉計画	(1) 健康づくりと介護予防の推進【20P】 (2) 地域福祉の担い手と思いやりの心の育成【21P】 (3) 住民による主体的な地域活動や交流の支援【21P】
地域福祉活動計画	(1) 地域福祉を担う人材の発掘・育成【33P】 (2) 一人ひとりの健康と生きがいづくり【33P】 (3) 自立・社会参加支援の推進（孤立・孤独の防止）【34P】 (4) 全世代への福祉教育の強化【34P】 (5) ふれあいサロン、多世代交流活動の充実【35P】 (6) 感染症などに関する対応、差別、偏見防止への取り組み【35P】

＜基本目標２＞気づき、つながり包括的に支援する体制づくり

	取り組みの方向
地域福祉計画	(１) 包括的相談支援体制の充実【23P】 (２) 福祉サービスの充実【24P】
地域福祉活動計画	(１) 地域内でのネットワーク活動の推進【36P】 (２) 総合的な相談機能と窓口の充実【37P】 (３) 顔の見える関係づくり【37P】 (４) お互いに気づき、支え合える地域づくり【37P】 (５) 多様な主体との連携強化【38P】 (６) 町内会などの互助組織の充実【38P】

＜基本目標３＞住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる環境づくり

	取り組みの方向
地域福祉計画	(１) 在宅生活支援の充実【26P】 (２) 安全・安心な生活環境の整備【26P】 (３) 権利擁護の推進【27P】 (４) 防災・防犯・再犯防止対策の推進【28P】 (５) 社会的孤立や制度の狭間にある課題への対応【29P】
地域福祉活動計画	(１) 住民主体による課題解決、支え合える地域づくり【39P】 (２) 防災、防犯等体制整備と強化【39P】 (３) 権利擁護体制の強化・充実【40P】 (４) ボランティアセンターの強化・充実【41P】 (５) 若者や子育て世代への応援体制の整備【41P】 (６) 制度の狭間に対応する資源の開発と仕組みづくり【42P】

第4章

地域福祉計画の体系と 施策の展開

1 計画の体系

基本目標ごとに、目標達成のための取り組みの方向と施策を設定しました。

基本理念	基本目標	取り組みの方向と施策
支え合い、 誰もが つながる 安全・ 安心の 共生 社会の 実現	1 健康づくり、人づくり、 支え合いの 地域づくり	(1) 健康づくりと介護予防の推進 ①健康づくりと介護予防の推進 (2) 地域福祉の担い手と思いやりの心の育成 ①地域福祉活動を担う人材の育成 ②教育活動を通した福祉意識の育成 (3) 住民による主体的な地域活動や交流の支援 ①住民の主体的なまちづくり活動や助け合い活動の推進 ②多様な形の社会参加と多世代の交流や居場所づくりの推進 ③地域活動や交流の拠点の充実
	2 気づき、つながり 包括的に支援する 体制づくり	(1) 包括的相談支援体制の充実 ①わかりやすい情報提供と相談しやすい窓口の充実 ②性質や特徴、世代を問わない包括的な相談支援の充実 (2) 福祉サービスの充実 ①子育て支援の充実 ②高齢者への支援の充実 ③障がい児・者への支援の充実 ④生活困窮者への支援の充実
	3 住み慣れた地域で 安全に安心して暮 らせる環境づくり	(1) 在宅生活支援の充実 ①在宅介護サービスや日常生活支援の充実 (2) 安全・安心な生活環境の整備 ①公共交通ネットワークの構築と外出の支援 ②冬期生活の負担や不安の解消 ③空き家対策の推進 ④感染症対策の推進 (3) 権利擁護の推進 ①権利擁護体制の充実 ②虐待・DV防止の取り組み (4) 防災・防犯・再犯防止対策の推進 ①地域における災害時の支援体制の充実 ②防犯対策・再犯防止の推進 (5) 社会的孤立や制度の狭間にある課題への対応 ①社会的孤立・孤独の把握と支援 ②制度の狭間にある課題への対応

2 施策の展開

<基本目標1>健康づくり、人づくり、支え合いの地域づくり

- 適切な保健活動により心と体の健康を維持・増進するとともに、生活習慣病の発症や疾病の重症化予防に取り組みます。また、心身機能全体の改善を通じて、高齢者などが自立した日常生活を営むことができるように介護予防の推進に取り組みます。
- 地域の課題を自分たちで解決していく互助・共助の力を向上させるため、地域の課題を知る機会や福祉について学習できる機会を充実させ、地域福祉活動にかかわる人材を育成します。
- 地域の課題解決に向けた地域住民の主体的で自発的な活動や多世代の交流などを推進します。

(1) 健康づくりと介護予防の推進

①健康づくりと介護予防の推進

「いきいき湯沢21」などに基づき、すべての市民が健康で生き生きと生活できるように健康増進と発病予防、疾病の早期発見と適切な治療管理による重症化予防に重点を置き、高齢者及び将来世代の心と体の健康づくりと介護予防を推進します。

- ・「いきいき湯沢21」に基づく健康づくり【健康対策課】
- ・「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく介護予防【長寿福祉課】

■参考指標

	現状 (R 4)	目標	備考
特定健康診査受診率	48.1%	57.0%	総合振興計画（目標年度：R 8）
要介護要支援認定率	19.2%	19.0%	総合振興計画（目標年度：R 8） 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 （目標年度：R 8）
自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）	21.9	全国以下	自殺対策計画（目標年度：R10） いきいき湯沢21（目標年度：R17）

（２）地域福祉の担い手と思いやりの心の育成

①地域福祉活動を担う人材の育成

町内会や自治組織を初めとする地域の団体においては、担い手の不足や高齢化が進展しています。幅広い世代を対象として各種人材養成講座などへの参加を促進するとともに、さまざまな分野に関する学習や知識の習得の機会を提供し、地域福祉にかかわる多様な人材の育成に努めます。

- ・障がい者サポーター養成講座【福祉課】
- ・認知症サポーター養成講座【長寿福祉課】
- ・傾聴ボランティア養成講座【健康対策課】
- ・ゲートキーパー養成研修【健康対策課】
- ・食生活改善推進員養成講座【健康対策課】
- ・出前講座【生涯学習課】

②教育活動を通じた福祉意識の育成

教育活動全体を通して、生命の尊厳や人間の生き方について学び、それぞれの立場や心情を思いやる心や、互いに支え合うことのすばらしさを大切にする心をはぐくみます。

- ・教育活動における福祉教育【学校教育課】

■参考指標

	現状 (R 4)	目標	備考
認知症サポーター養成講座参加者数	83人	平均83人	高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (目標年度：R 8)
地域課題の解決に向けた講座参加者数	265人	延1,300人	(目標年度：R 10)

（３）住民による主体的な地域活動や交流の支援

①住民の主体的なまちづくり活動や助け合い活動の推進

地域においては、少子高齢化などの社会情勢の変化を背景としたさまざまな課題を抱えています。それらの課題の解決や地域の融和、連帯感の醸成を図るための住民の自発的、主体的な活動を推進します。

- ・地域自治組織支援事業【まちづくり協働課】
- ・市民活動団体育成事業【まちづくり協働課】
- ・コーディネーター・CB育成事業【まちづくり協働課】

②多様な形の社会参加と多世代の交流や居場所づくりの推進

子育て世代の交流や高齢者の交流、または多世代の交流、サロン活動などの居場所づくり、地域と学校との協働活動などの性質や特徴、世代を超えた交流や地域課題解決のための活動を推進します。

また、障がいや生活課題を抱えた人のニーズに対応するため、そのニーズと地域の資源との間を取り持つことで、本人またはその世帯が社会とのつながりを回復できるように支援します。

- ・重層的支援体制整備事業【福祉保健部】（重点施策）
→ 第6章 重層的支援体制整備事業実施計画（43P）
- ・障害者等自発的活動支援事業【福祉課】
- ・ゆざわ子育てマルっと応援DAY【子ども未来課】
- ・ママと天使の交流会【子ども未来課】
- ・みんなで子育て街の保育園事業【子ども未来課】
- ・ファミリーサポートセンター事業【子ども未来課】
- ・子どもの支援の輪づくり事業【子ども未来課】
- ・つながろう すこやかDE【子ども未来課】
- ・ささえ愛懇談会【長寿福祉課】
- ・コミュニティ・スクール【学校教育課】
- ・地域学校協働活動【生涯学習課】

③地域活動や交流の拠点の充実

地域課題を解決するための市民の活動や交流の拠点として、生涯学習センターなどの機能の充実を図ります。

- ・生涯学習センターや地区センター、市民活動支援機能の充実【まちづくり協働課】【生涯学習課】

■参考指標

	現状 (R4)	目標	備考
まちづくりコーディネーター 育成数	7人	17人	総合振興計画（目標年度：R8）

＜基本目標２＞気づき、つながり包括的に支援する体制づくり

- さまざまな情報媒体や機会を活用し、わかりやすい情報提供に取り組むとともに、悩み事などを気軽に相談できる窓口体制の整備と周知を図ります。
また、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応し切れないような複雑化・複合化した課題に対して、多職種が連携して包括的に支援する体制の充実を図ります。
- 各分野における計画に基づき、子育て世帯や高齢者などへの福祉サービスの充実を図ります。

（１）包括的相談支援体制の充実

①わかりやすい情報提供と相談しやすい窓口の充実

市広報やパンフレットを初めとするさまざまな情報媒体、さらにはデジタル技術を活用し、わかりやすい情報提供に取り組むとともに、誰でも気軽に相談できる窓口体制の充実と対応力の向上を図ります。

・わかりやすい情報の提供と相談窓口体制の充実【関係各課】

②性質や特徴、世代を問わない包括的な相談支援の充実

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決するため、複数の相談支援機関などの相互間の連携による相談支援体制により、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった性質や特徴、世代を問わず包括的に相談を受け止めます。

また、地域の身近な相談役である民生児童委員などと連携しながら、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、必要な支援が届きにくい潜在的なニーズを把握し、適切な支援につなげる体制の充実を図ります。

・重層的支援体制整備事業【福祉保健部】（重点施策）

→ 第６章 重層的支援体制整備事業実施計画（４３Ｐ）

■参考指標

	現状 (R４)	目標	備考
包括的な相談窓口	４箇所	６箇所	目標年度：R10
民生児童委員欠員数	７人	０人	目標年度：R10

(2) 福祉サービスの充実

①子育て支援の充実

「子ども・子育て支援事業計画」や「子どもの未来応援計画」に基づき、子どもとその家族に適切な支援を届け、安心して子どもを産み、子育てができる環境を整え、子どもの健やかな成長を支えます。

・「子ども・子育て支援事業計画」や「子どもの未来応援計画」に基づく子育て支援【子ども未来課】

②高齢者への支援の充実

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域において健康で充実した日常生活を送ることができるように、介護予防の推進と公的サービスの充実により高齢者やその家族を支援します。

・「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく高齢者及びその家族などに対する生活支援【長寿福祉課】

③障がい児・者への支援の充実

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、障がい者の自立した生活や社会参加を推進するとともに、障がい児が健やかに成長することができるように環境整備に取り組みます。

・「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づく障がい児・者及びその家族などに対する生活支援【福祉課】

④生活困窮者への支援の充実

生活困窮者自立支援法などに基づき、生活に困窮されている人に対して生活保護に至る前の段階において相談支援や就労支援などの個々の状況に合わせた適切な支援を行い、生活の立て直しを促進します。

・生活困窮者自立支援事業【福祉課】

■参考指標

	現状 (R 4)	目標	備考
合計特殊出生率	1.00	1.45以上	総合振興計画（目標年度：R 8）
出生数に占める第3子以降の割合	20.8%	全国平均と同水準	総合振興計画（目標年度：R 8）
子育て環境や支援に満足している人の割合	26.2%	50.0%	総合振興計画（目標年度：R 8）
地域生活支援事業利用者数	479人	560人	総合振興計画（目標年度：R 8）
福祉施設からの一般就労移行者数	5人	10人	総合振興計画（目標年度：R 8）
生活困窮者の一般就労率	25.0%	50.0%	目標年度：R 10

＜基本目標３＞住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる環境づくり

- できる限り住み慣れた地域で暮らすことができるように各種制度に基づき在宅生活を支援します。
- 持続可能な公共交通体系の構築や冬期生活の支援、空き家対策の推進により安全・安心な生活環境づくりに努めます。
- 判断能力が十分ではない高齢者などの権利擁護の支援を行うため、成年後見制度を必要とする人につながるように制度の利用促進体制の強化を図るとともに、高齢者、障がい者、子どもなどへの虐待やＤＶの防止、早期発見に取り組めます。
- 災害時に支援を必要とする人を地域が主体となって効果的に支援する体制の充実を図ります。また、防犯活動と再犯防止対策に取り組み、地域の安全を確保するとともに、罪を犯した人などの立ち直りを支援します。
- 社会的孤立やひきこもり、あるいは若年世代による介護、または育児と介護のいわゆるダブルケアなどの状態にあり支援を必要とする世帯が一定数あるものと考えられます。これらの課題を抱える世帯の把握に努め、適切な支援につなげられるように取り組めます。

（１）在宅生活支援の充実

①在宅介護サービスや日常生活支援の充実

高齢者や障がいのある人などが地域で暮らしていくためには、在宅で必要な支援を受けられることが前提となります。介護保険による各種介護サービスや障害福祉サービスなどの充実を図るとともに、適切なサービス提供を行います。

・各種制度に基づく在宅生活の支援【福祉課・子ども未来課・長寿福祉課】

（２）安全・安心な生活環境の整備

①公共交通ネットワークの構築と外出の支援

高齢化の進展や自動車運転免許証の返納に伴い、自分の力だけでは移動することが困難な人の増加が懸念されます。移動に困難を感じる人のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組むとともに、高齢者の外出や障がい者の通院などを支援します。

・生活バス路線運行対策事業【企画課】
・障がい者交通援護費【福祉課】
・外出支援サービス事業【長寿福祉課】

②冬期生活の負担や不安の解消

冬期間の雪下ろしや除雪に関する支援を行うとともに、住まいにおける雪対策を推進し、市民の冬期生活の負担や不安の解消と安全確保に努めます。

- ・地域雪対策支援事業【まちづくり協働課】
- ・高齢者等雪対策事業【長寿福祉課】
- ・克雪住宅推進事業【都市計画課】

③空き家対策の推進

「空き家等対策計画」に基づき、空き家バンクへの物件登録及び登録された空き家の利活用と、保安上の危険または衛生上有害となるおそれのある空き家などの解体撤去を促進し、地域の良好な生活環境を確保します。

- ・空き家バンク事業【環境共生課】
- ・空家等対策事業【環境共生課】
- ・倒壊家屋等除却推進事業【環境共生課】

④感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症などの新興感染症の発生段階においては、国や県、関係機関と連携・協力し、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活に及ぼす影響が最小限となるように努めます。

また、各種予防接種の推進により個人の感染の予防や重症化を予防し、もって疾病の発生やまん延の予防に努めます。

- ・新興感染症対策【総務課】
- ・結核予防事業【健康対策課】
- ・予防接種事業【子ども未来課】【健康対策課】

■参考指標

	現状 (R 4)	目標	備考
将来の移動に不安を感じている人の割合	63.2%	30.0% 以下	総合振興計画（目標年度：R 8）

（３）権利擁護の推進

①権利擁護体制の充実

認知症や障がいなどの理由から判断能力が十分ではない人や自分で決めることに心配や不安がある人が、財産の侵害を受けたり権利が損なわれることのないように成年後見制度の利用促進などにより法律面や生活面で支援し、その人

らしい生活を守ります。

- ・地域連携ネットワーク中核機関運営事業【長寿福祉課】
- ・市民後見推進事業【長寿福祉課】
- ・成年後見制度利用支援事業【福祉課】【長寿福祉課】

②虐待・DV防止の取り組み

虐待やDVは、心と体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を及ぼします。しかも外部からは発覚しづらいという特徴があり、取り返しのつかない事態を招いてしまうおそれがあります。当該者の安全確保を優先させ関係機関と連携しながらその防止に取り組むとともに、早期発見、早期対応に努めます。

虐待・DV防止対策【福祉課・子ども未来課・長寿福祉課】

■参考指標

	現状 (R4)	目標	備考
申立支援件数	2件	平均9件	高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (目標年度：R8)
成年後見報酬助成	3件	平均15件	高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (目標年度：R8)

(4) 防災・防犯・再犯防止対策の推進

①地域における災害時の支援体制の充実

ひとり暮らしの高齢者や要介護認定者、障がい者手帳所持者など、避難行動に支援が必要な人を把握するとともに、災害時には地域の自主的な支援のもとにそれらの人が迅速かつ的確に避難できる体制の構築に努めます。

- ・自主防災組織推進事業【総務課】
- ・災害時要援護者避難支援ネットワーク構築事業【福祉課】

②防犯対策・再犯防止の推進

防犯活動や見守り活動を効果的に推進し犯罪の未然防止を図るとともに、関係機関が相互に連携・協力して罪を犯した人などの自立と再犯防止に取り組み、安全・安心な生活環境の実現を目指します。

- ・防犯対策事業【環境共生課】
- ・犯罪予防事業【福祉課】
- ・再犯防止対策【福祉課】→ 第7章 再犯防止推進計画（55P）

■参考指標

	現状 (R 4)	目標	備考
自主防災組織率	39.5%	60.0%	総合振興計画（目標年度：R 8）
個別避難計画作成率（避難行動要支援者名簿情報提供同意者に対する割合）	—	70%以上	目標年度：R 10
犯罪件数	106件	県平均以下	総合振興計画（目標年度：R 8）

（５）社会的孤立や制度の狭間にある課題への対応

①社会的孤立・孤独の把握と支援

孤立している人は、そうではない人に比べて生きる意欲や自己肯定感が低いこと、さらに健康状態がよくない比率が高いことが挙げられている上、その実態が見えにくい性質があり、周囲が気づかないまま本人、またはその世帯の状況が悪化してしまうおそれがあります。

関係機関などと連携し、これらの課題を抱える世帯の早期の把握と適切な支援に努めます。

- ・潜在的な要援護者の把握と支援【福祉保健部】

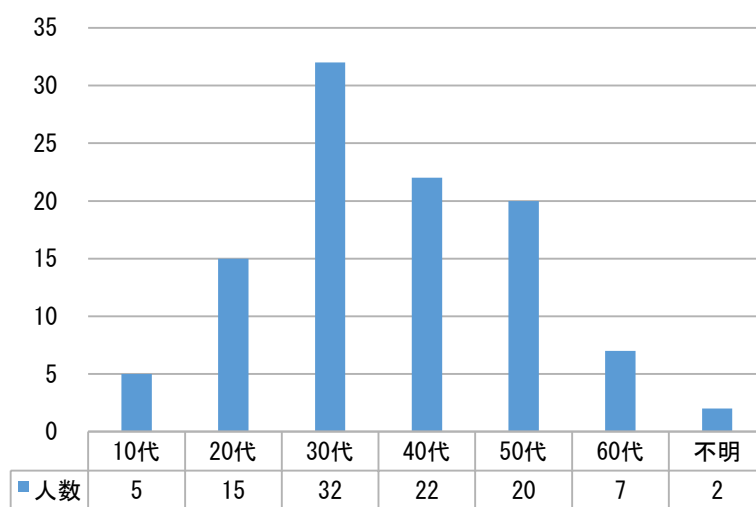
②制度の狭間にある課題への対応

ヤングケアラーを初めとするケアラー問題やひきこもりなどの問題は、潜在化しやすい問題です。特に子どもたちを取り巻く家庭内の問題はデリケートな問題であり、表面化しにくいという特性があります。

教育部局と連携しながら子どもたちが抱える生活課題の把握と適切な支援に努めるとともに、それらの制度の狭間にある課題に対して「その人の生活を支えるためには何が必要か」という観点のもと、分野横断的な支援に努めます。

- ・潜在的な要援護者の把握と支援【福祉保健部】

【参考】ひきこもりの実態



平成29年度 湯沢市社会福祉協議会調査

第5章

地域福祉活動計画の体系と 施策の展開

1 計画の体系

基本目標ごとに、目標達成のための取り組みの方向と施策を設定しました。

基本理念	基本目標	取り組みの方向と施策
支え合い、 誰もが つながる 安全・ 安心の 共生社会の 実現	1 健康づくり、人づくり、 支え合いの 地域づくり	(1) 地域福祉を担う人材の発掘・育成 ①地域活動の担い手人材発掘・育成のための出前研修会などの開催 (2) 一人ひとりの健康と生きがいづくり ①一人ひとりの趣味や特技が生かせる機会の場づくり (3) 自立・社会参加支援の推進（孤立・孤独の防止） ①「助けて！」を発信できる孤立・孤独のない地域づくり (4) 全世代への福祉教育の強化 ①教育機関や関連団体と連携した福祉教育の強化 (5) ふれあいサロン、多世代交流活動の充実 ①身近に集い活動する場の拡充と活動内容の充実 (6) 感染症などに関する対応、差別、偏見防止への取り組み ①感染症や障がいへの差別や偏見などをなくす取り組みの推進
	2 気づき、つながり 包括的に支援する 体制づくり	(1) 地域内でのネットワーク活動の推進 ①CSWによる小地域ネットワーク活動の推進 ②地域課題の可視化、話し合いの場の強化 (2) 総合的な相談機能と窓口の充実 ①生活課題を総合的に相談できる窓口の周知 (3) 顔の見える関係づくり ①あいさつが行き交う地域づくりの推進 (4) お互いに気づき、支え合える地域づくり ①住民同士が気づき合い、支え合う地域づくり (5) 多様な主体との連携強化 ①企業や医療、行政、学校などさまざまな機関が情報交換できる場づくり (6) 町内会などの互助組織の充実 ①地域活動への積極的な参加、互助組織が継続できるための支援
	3 住み慣れた地域で 安全に安心して暮 らせる環境づくり	(1) 住民主体による課題解決、支え合える地域づくり ①地区社協などによる地域福祉活動事業の取り組み (2) 防災、防犯等体制整備と強化 ①災害時要援護者支援ネットワーク構築事業の推進・強化と詐欺などの防止 ②雪の問題、課題に対応する仕組みづくり、支え合いの環境づくり (3) 権利擁護体制の強化・充実 ①判断能力の低下した人などへの支援体制の強化・充実 (4) ボランティアセンターの強化・充実 ①ボランティア活動の充実、情報発信、災害時の迅速な対応や運営 ②地域福祉を担うボランティア団体同士の情報交換や交流の場づくり (5) 若者や子育て世代への応援体制の整備 ①若い世代の交流の場の確保 ②育児相談等支援活動の充実 (6) 制度の狭間に対応する資源の開発と仕組みづくり ①制度外のニーズ把握、対応する体制構築、新たな社会資源開発

2 施策の展開

＜基本目標１＞健康づくり、人づくり、支え合いの地域づくり

地域住民がお互いに理解し、尊重し合うことができるように地域福祉の意識啓発を推進します。また、地域社会において、高齢化や過疎化などにより地域の機能低下が懸念されています。地域住民がお互いに支え合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となるため、地域福祉の推進を担う人材発掘と育成を進めていきます。

（１）地域福祉を担う人材の発掘・育成

①地域活動の担い手人材発掘・育成のための出前研修会などの開催

主体	具体的な役割
住民	地域に関心を持ち、積極的に地域活動や福祉活動に参加します。
町内会 自治組織 民生児童委員	町内会や自治組織単位で地域活動の大切さを学び合える場を設けます。
社会福祉協議会	日ごろから地域で活躍している人材の発掘や育成のための出前研修会などを開催します。

（２）一人ひとりの健康と生きがいづくり

①一人ひとりの趣味や特技が生かせる機会の場づくり

主体	具体的な役割
住民	生涯健康で過ごすことができるように介護予防やフレイル予防に努めます。趣味や生きがい、楽しみのある生活、環境づくりを意識し取り組みます。
町内会 自治組織 民生児童委員	集いの場や活躍の場、学びの場を確保するとともに、それぞれの趣味や特技を生かした事業の開発、提供する場づくりを進めます。また、地域において積極的に多世代交流を進め、お互いに元気をもらいます。
社会福祉協議会	市や町内会と連携しながら介護予防やフレイル予防を推進するとともに、生涯学習に関する情報提供を行います。また、地域内外の介護予防や集いの場、学びの場などの好事例に関する情報を収集、発信しながら活動しやすい環境づくりに取り組みます。

（３）自立・社会参加支援の推進（孤立・孤独の防止）

①「助けて！」を発信できる孤立・孤独のない地域づくり

主体	具体的な役割
住民	日ごろから困り事を一人で抱えないようにします。また、住民同士が声かけを意識し、悩み事を抱えた人や支援が必要な人の早期発見に努めます。
町内会 自治組織 民生児童委員	身近な相談事であれば住民同士で気軽に相談し合える環境づくりや雰囲気づくりに努めます。また、民生児童委員の役割や活動を周知するとともに、必要に応じて民生児童委員に相談をつなげます。
社会福祉協議会	各種相談窓口を周知するとともに、相談者の要望に合わせ職員が必要な場所に出向き相談活動を行うなど柔軟な対応に努めます。職員が研修・研さんを重ね複雑化、多様化した生活課題に対応するとともに、専門機関などとの連携を強化し総合相談機能の充実を図ります。

（４）全世代への福祉教育の強化【重点事項】

①教育機関や関連団体と連携した福祉教育の強化

主体	具体的な役割
住民	子どもたちの健全な育成を促すとともに、ふだんの暮らしの中にどのような福祉的課題があるかをみずから学び、解決のために行動する力を養い、ともに生きる力をはぐくみます。
町内会 自治組織 民生児童委員	地域でともに生きる力をはぐくむために地域福祉活動を積極的に企画し、一人ひとりを理解し、認め合える心を育てる取り組みを地域ぐるみで進めます。
社会福祉協議会	子どもたちを含む地域住民が、地域に暮らす高齢者や障がいのある人などさまざまな人とかかわることで命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心をはぐくめるように、教育機関を初めとする関係機関と連携した研修会や、市民向けの各種出張福祉講座を企画し開催します。

(5) ふれあいサロン、多世代交流活動の充実

①身近に集い活動する場の拡充と活動内容の充実

主体	具体的な役割
住民	ふれあいサロンなどの身近に集い、活動する場に関心を持ちます。周囲の人を誘い合い参加するとともに、地域の担い手としての役割も心がけます。
町内会 自治組織 民生児童委員	ふれあいサロンが継続できるように担い手の確保と内容の充実を図るとともに、地域内で活動を周知し参加を広く呼びかけます。
社会福祉協議会	町内会や自治組織にふれあいサロンの実施協力の依頼や開催方法の提案、運営の支援を行います。運営の一助となる補助金に関する情報を周知し、市内全域での充実、拡充を図ります。

(6) 感染症などに関する対応、差別、偏見防止への取り組み

①感染症や障がいへの差別や偏見などをなくす取り組みの推進

主体	具体的な役割
住民	各自で感染症対策を実施し罹患しないように努めます。障がいなどへの正しい知識を学び、感染者への誹謗中傷をお互いに防ぐことに努めます。
町内会 自治組織 民生児童委員	地域の中で親や大人が子どもたちの模範となる言動を示し、差別や偏見を防止するとともに、感染症のまん延防止に努めます。
社会福祉協議会	住民向けの研修会や各学校などでの福祉教育活動を実施し、地域全体で差別や偏見、いじめを防止できるように取り組みます。

＜基本目標２＞気づき、つながり包括的に支援する体制づくり

地域共生社会の実現に向けては、地域住民同士の気にかける関係性やつながり、支え合える地域づくりが必要です。また、多様化、複雑化した生活課題を抱える世帯へは、専門職における寄り添い型支援が重要とされています。

人と人とのつながりそのものがセーフティネットとなり、住民同士の支援と専門職による支援とが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットの充実を目指し、個人と地域、社会とのつながりが回復し、誰ひとり取り残されることのない豊かな社会の実現を推進します。

（１）地域内でのネットワーク活動の推進

①ＣＳＷによる小地域ネットワーク活動の推進

主体	具体的な役割
住民	日常的なあいさつや見守りネットワーク活動を積極的に行います。
町内会 自治組織 民生児童委員	要支援者を把握し、困っている人や悩みを抱えている人への声かけを推進します。困難なケースは専門機関へつなぎます。
社会福祉協議会	担当ＣＳＷが、公的サービスでは解決できない福祉課題や困っている人を発見し、その解決のために公的制度やサービス、住民の援助などを組み合わせた新しい仕組みづくりの調整やコーディネート役割を担います。

②地域課題の可視化、話し合いの場の強化

主体	具体的な役割
住民	自分の住む地域に関心を持ち、課題を発見します。
町内会 自治組織 民生児童委員	地域課題を住民から収集し、話し合いの場を設けます。町内会単位での解決が難しいときには、行政や専門機関、社会福祉協議会へつなぎます。
社会福祉協議会	発見された地域課題を担当地区ＣＳＷと一緒に分析し、見える化をすることにより、他地域での同様の課題の有無などの把握につなげ、地域住民とともに解決方法を模索します。

【ＣＳＷ】

地域住民から寄せられた困り事などに対して、「個別支援」と「地域支援」の視点から支援を行い、生活環境の調整や地域住民による支え合いの仕組みづくりなど、要援護者の自立生活を支えるためのトータルケアを中心となって行う人（社会福祉士や介護支援専門員などの資格を持つ人やソーシャルワーク実務経験者）です。

(2) 総合的な相談機能と窓口の充実

①生活課題を総合的に相談できる窓口の周知

主体	具体的な役割
住民	行政や社会福祉協議会の広報やホームページから情報収集に努めます。
町内会 自治組織 民生児童委員	住民に生活課題を総合的に相談できる窓口の情報が届くように広報活動に努めます。
社会福祉協議会	社協だよりやホームページ、SNSを活用して相談窓口を周知しPRを行います。

(3) 顔の見える関係づくり【重点事項】

①あいさつが行き交う地域づくりの推進

主体	具体的な役割
住民	大人から子どもまで地域の中で顔を見かけたらあいさつをすることを心がけます。
町内会、自治組織 民生児童委員	地域内で顔の見える関係が構築できるように多世代交流の場づくりやあいさつ運動推進に努めます。
社会福祉協議会	あいさつから始まる地域福祉を推進し、隣近所や支援を必要とする人への日常的な声かけができる地域づくりを進めるとともに「あいさつの日」の設定を目指します。

(4) お互いに気づき、支え合える地域づくり

①住民同士が気づき合い、支え合う地域づくり

主体	具体的な役割
住民	困り事は身近な人に相談します。また、支援が必要な人を見かけた場合は民生児童委員や行政、社会福祉協議会へつなぎます。
町内会 自治組織 民生児童委員	住民同士が困り事などに気づき合えるように、日ごろのあいさつや地域の行事などへの参加を呼びかけます。
社会福祉協議会	支え合える地域づくりの情報発信や出前講座などを開催し、課題の早期発見と解決に向けた支援を行います。

(5) 多様な主体との連携強化

①企業や医療、行政、学校などさまざまな機関が情報交換できる場づくり

主体	具体的な役割
住民	生活課題を発見した際には、民生児童委員や相談機関へつなぎます。
町内会、自治組織 民生児童委員	既存の資源やサービスでは解決できない地域の困り事は、行政や社会福祉協議会へつなぎます。
社会福祉協議会	地域の相談機能や支援体制の強化を図るため、多様な団体と交流を深めることができる体制の構築と、企業や医療、行政、学校、警察、消防などさまざまな機関が情報交換し合える場づくりに取り組みます。

(6) 町内会などの互助組織の充実

①地域活動への積極的な参加、互助組織が継続できるための支援

主体	具体的な役割
住民	地域活動へ積極的に参加し、地域活性化に努めます。
町内会 自治組織 民生児童委員	町内会など互助組織が継続できるように地域住民へ地域行事への参加を呼びかけます。また、地域の担い手となる人材の発掘にも努めます。
社会福祉協議会	町内会単位での地域行事が継続できるようにサロン活動の推進や担い手の発掘を支援します。

＜基本目標３＞住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる環境づくり

人口減少や少子高齢化に伴い地域の課題を解決する力も減退しており、また、近年異常気象による災害の発生も多くなってきております。地域住民が安全に安心して暮らし続けることができる地域となるように地域住民みんなが地域に関心を持ち、行政や関係団体、社会福祉協議会が一丸となって取り組むことができる支援体制づくりを進めます。

（１）住民主体による課題解決、支え合える地域づくり

①地区社協などによる地域福祉活動事業の取り組み

主体	具体的な役割
住民	地区社会福祉協議会の事業へ関心を持ち、自分たちの住む地区が豊かな地域となるように活動を応援します。
町内会 自治組織 民生児童委員	地区社会福祉協議会の事業の周知を行い、地域住民へ向けた啓発活動に努めます。
社会福祉協議会	各地区社会福祉協議会の活動が活発化するように運営や事業企画への支援を行います。

（２）防災、防犯等体制整備と強化【重点事項】

①災害時要援護者支援ネットワーク構築事業の推進・強化と詐欺などの防止

主体	具体的な役割
住民	非常災害時に対する意識を高め地域の防災・防犯活動へ積極的に参加するとともに、災害時の危険箇所や避難経路を確認するなど準備を整えます。
町内会 自治組織 民生児童委員	地域で防災訓練を行えるように努めます。災害時の危険個所を把握し、その対策のために行政や関係機関などに働きかけます。
社会福祉協議会	町内会などに災害時要援護者支援ネットワーク構築事業への積極的なかわりを働きかけます。

②雪の問題、課題に対応する仕組みづくり、支え合いの環境づくり

主体	具体的な役割
住民	日ごろから安全な除雪や雪下ろしを心がけます。高齢者や障がいのある人、小さな子どもがいる家庭など除雪が大変な世帯へは可能な範囲で協力します。
町内会 自治組織 民生児童委員	自分や家族だけで除雪や雪下ろしが困難な世帯がある場合には、可能な範囲で手伝うなど近隣住民同士での支え合い活動を推進します。
社会福祉協議会	町内会や自治体などと連携し身近な地域の支え合いで雪の問題・課題に対応する仕組みづくりを検討し実施を目指します。企業や団体、学校に呼びかけ除雪ボランティア隊を結成し、支援が必要な世帯へ派遣します。

(3) 権利擁護体制の強化・充実

①判断能力の低下した人などへの支援体制の強化・充実

主体	具体的な役割
住民	困り事は一人で抱えず身近な人に相談します。また、相談を受けた際には民生児童委員や行政、専門機関、社会福祉協議会へつながります。
町内会 自治組織 民生児童委員	地域から相談を受けたり、困っている人の情報を得た際には、必要に応じ専門機関へつながります。
社会福祉協議会	家族や担当職員、地域包括支援センター、関係機関などと連携し実態把握に努め、適切な制度やサービスにつなげます。

（４）ボランティアセンターの強化・充実

①ボランティア活動の充実、情報発信、災害時の迅速な対応や運営

主体	具体的な役割
住民	ボランティア活動の理解に努め、自分ができる活動を考えます。
町内会 自治組織 民生児童委員	ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。一人ひとりがそれぞれの得意分野を生かし支援活動を進めます。
社会福祉協議会	ボランティアセンター運営委員会を定期的開催し、円滑な運営を進めます。ニーズ調査やマッチング、情報発信、広報活動のほか、各関係機関と連携し、市内ボランティア活動の中核的機能としての充実を図ります。

②地域福祉を担うボランティア団体同士の情報交換や交流の場づくり

主体	具体的な役割
住民	ボランティア活動に関心を持ち、活動の理解に努め、自分のできる活動を考えます。
町内会 自治組織 民生児童委員	ボランティア関連研修会を周知し参加を促します。お互いに誘い合い、研修会や協議の場に可能な範囲で参加します。
社会福祉協議会	既存の市内ボランティア団体と協議し、お互いの活動の周知や仲間づくりを目的とした情報交換会や交流の場づくりを進めます。

（５）若者や子育て世代への応援体制の整備

①若い世代の交流の場の確保

主体	具体的な役割
住民	趣味や特技、地域や職場、所属する団体などさまざまな機会や場所ですつながり深めます。
町内会 自治組織 民生児童委員	地域内のつながり継続し、子育てを通じた保護者との交流の場づくりや情報交換、情報共有、親睦を深めます。
社会福祉協議会	学校に行きづらい人や人付き合いが苦手な人、社会に出ることに不安を抱えている若者や保護者などが、安心して気持ちを整理することができる居場所を提供します。

②育児相談等支援活動の充実

主体	具体的な役割
住民	悩みや困り事は一人で抱えず家族や友人など身近な人に打ち明け相談します。また、周囲の困っている人や悩んでいる人に気づいた場合は声をかけ、話を傾聴します。
町内会 自治組織 民生児童委員	地域内で育児やひきこもりなどで悩んでいる家族を見かけた場合は声をかけ、話を傾聴するとともに、関連する情報提供を行い、必要に応じ専門機関へつなぎます。
社会福祉協議会	子育て中に親が孤立や孤独を感じることがないように、教育関係者や保健師、専門職、各関係機関と協力し、交流の場の確保と相談しやすい環境づくりを推進します。

(6) 制度の狭間に対応する資源の開発と仕組みづくり

①制度外のニーズ把握、対応する体制構築、新たな社会資源開発

主体	具体的な役割
住民	地域に関心を持ち、既存の制度やサービスでは解決できない生活課題を見つけ、自分には何ができるかを考えます。
町内会 自治組織 民生児童委員	地域内で発生している生活課題や問題を把握し、互助組織では何が必要か、何ができるかを考えます。
社会福祉協議会	担当地区CSWが地域住民からの声を拾い、既存の制度やサービスでは解決できない生活課題に対しては、地域住民を初めとする話し合いや検討の場を設け、課題解決に向け一緒に考え、新たな社会資源を開発するなどの支援を展開します。

第 6 章

重層的支援体制整備事業 実施計画

目 次

1	計画策定の趣旨	44
2	計画の基本方針	44
3	事業の全体像	45
4	施策の体系	46
5	施策の展開	47
6	年度別スケジュール	54

1 計画策定の趣旨

社会福祉法第106条の4第2項に基づき、対象者の性質や特徴を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対して包括的に対応するため「湯沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、誰もが地域で生き生きと暮らすことができる共生社会を目指します。

2 計画の基本方針

地域住民の複雑化・複合化した課題を抱える世帯や潜在的な「悩み」を抱える人などに対応するため包括的な支援体制を構築し、以下の3つの支援を一体的に実施するものです。

I 相談支援

本人や世帯の性質や特徴にかかわらず包括的に受け止める相談支援

II 参加支援

本人や世帯の状況に合わせ、社会資源を生かしながら、本人のニーズに沿った活躍できる場を提供することで社会とのつながりを回復する支援

III 地域づくり支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会と役割を生み出す支援

I.II.IIIを一体的に実施する機能

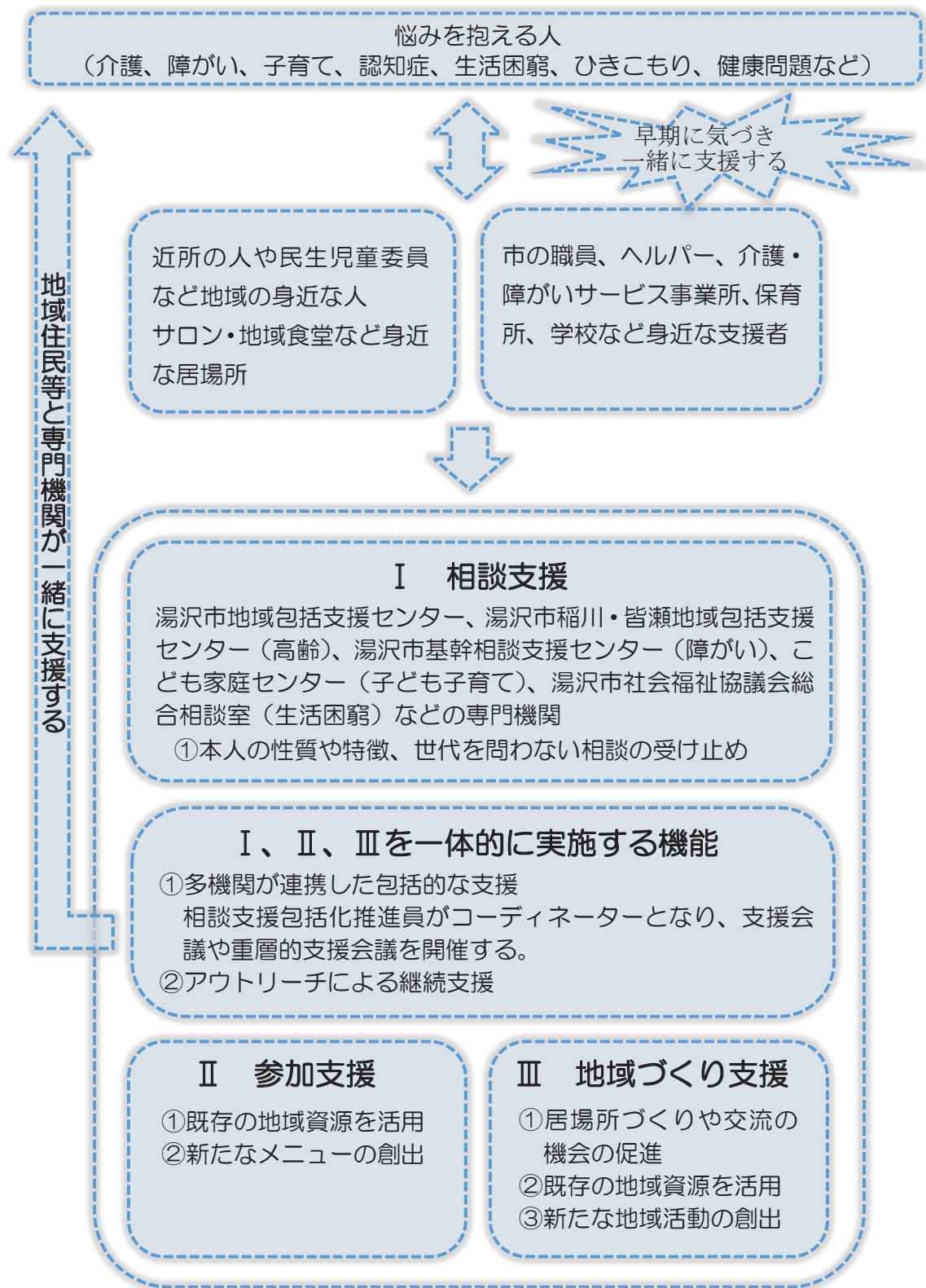
多くの支援機関が連携した包括的な支援（多機関連携支援）

支援会議・重層的支援会議を活用した支援の調整、支援方針、プラン内容、各支援機関の役割分担、モニタリングなどの検討

アウトリーチによる継続支援（アウトリーチ支援）

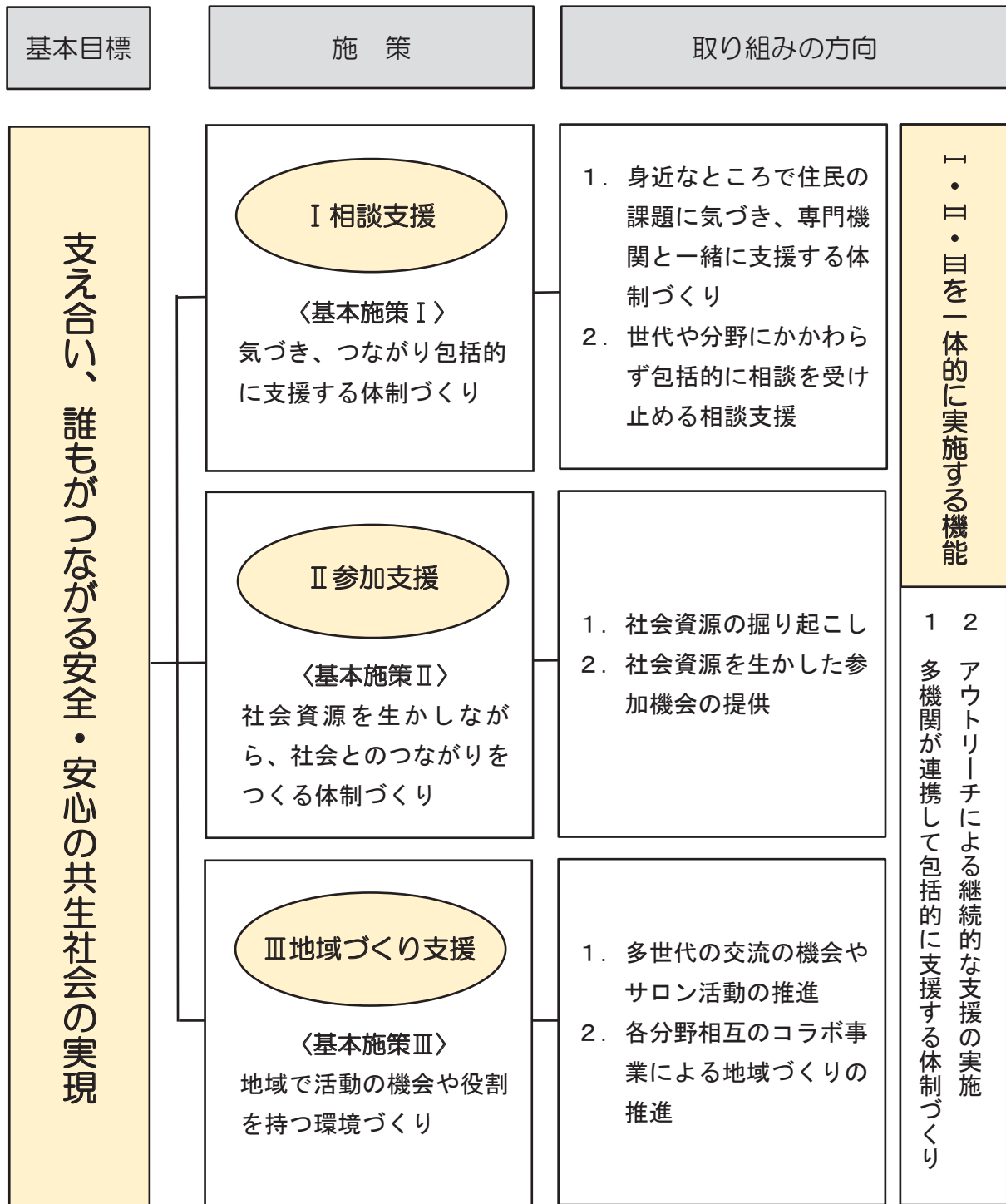
本人とかかわるための信頼関係の構築や本人とのつながりの形成に向けた支援

3 事業の全体像



地域住民等及び支援関係機関による地域福祉推進のための相互の協力を円滑に行い、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供する体制を整備する。

4 施策の体系



5 施策の展開

<基本施策Ⅰ> 気づき、つながり包括的に支援する体制づくり

- 1 身近なところで住民の課題に気づき、専門機関と一緒に支援する体制づくり
身近なところで、課題を抱える人の「困った」に気づき、専門機関と一緒に支援する意識の醸成を図ります。

【対象事業】

(1) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

対象者	市民、支援機関の職員、市職員など
実施方式	直営（福祉課地域福祉班）
事業内容	地域で困り事を抱えている人に気づき、専門機関と一緒に支援する人材を育成するために福祉人材育成研修会を開催します。

2 世代や分野にかかわらず包括的に相談を受け止める相談支援

高齢や障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を活用し、相談者の性質や特徴、世代、相談内容などにかかわらず地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の整理や解きほぐしを行うものです。具体的には、以下の相談機関で包括的に相談を受け止めます。

性質や特徴を問わない相談窓口	身近な相談場所	福祉課地域福祉班 相談のコーディネート 相談支援包括化推進員	世代や分野を問わず包括的に相談を受け止めます。
湯沢市地域包括支援センター （福祉保健部長寿福祉課内） 湯沢市稲川・皆瀬地域包括支援センター 湯沢市基幹相談支援センター 湯沢市こども家庭センター （福祉保健部子ども未来課） 湯沢市社会福祉協議会総合相談室	行政 社会福祉協議会 子育て支援センター 障がいサービス事業所 介護サービス事業所 その他各種相談機関など		

【対象事業】

(1) 高齢：地域包括支援センター事業

対象者	65歳以上の高齢者を専門としつつ、世代や分野を問わず包括的な相談を受け止める。
実施方式・箇所数	直営：1（長寿福祉課地域包括支援センター） 委託：1（稲川・皆瀬地域包括支援センター）
人員配置	保健師3人、社会福祉士3人、主任介護支援専門員3人
事業内容	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント ・地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、地域の高齢者などの心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行います。

(2) 障がい：障害者相談支援事業

対象者	障がいのある人及びその家族などを専門としつつ、世代や分野を問わず包括的な相談を受け止める。
実施方式・箇所数	委託：1（基幹相談支援センター）
人員配置	主任相談支援専門員1名（社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員）、相談員1名（社会福祉士・相談支援専門員）
事業内容	一般相談支援、特定相談支援、権利擁護、地域移行・地域定着支援、基幹相談支援センターの運営、障がい児及び家族などへの相談支援 ・障がい児・者及びその家族が地域社会から孤立しないように必要な福祉サービスの提供や社会参加の機会を促し、障がい者などが地域において安心した生活及び自立した生活ができるように支援するとともに、その家族などが継続して相談支援の提供を受けられるようにします。

(3) 子育て：利用者支援事業

対象者	子ども及びその保護者などを専門としつつ、世代や分野を問わず包括的な相談を受け止める。
実施方式・箇所数	直営：1（こども家庭センター）
人員配置	2人（保健師2人）
事業内容	保健師などの専門職による妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談、母子保健サービスなどの情報提供、支援プランの策定など ・妊娠期から子育て期において各種相談に応じ、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行います。

(4) 生活困窮：自立相談支援事業

対象者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人及びその家族など（将来的に困窮状態に陥る可能性がある場合も含む）を専門としつつ、世代や分野を問わず包括的な相談を受け止める。
実施方式・箇所数	委託：1（総合相談室）
人員配置	3人以上（主任相談支援員1名、相談支援員2名以上） ※相談支援員のうち1名は就労支援員を兼ねる。
事業内容	生活困窮者に対する包括的・継続的相談、支援計画の作成・検討・評価、支援提供、生活困窮者支援に関する社会資源の開発・連携、住居確保給付金の相談・受付など ・支援対象者が抱える課題やニーズに合わせて、生活困窮者自立支援事業者のほか、関係機関や社会資源が連携しながら、困窮状態の解消に向けた支援を展開することで、支援対象者の自立を図ります。

＜基本施策Ⅱ＞ 社会資源を生かしながら、社会とのつながりをつくる体制づくり

- 1 社会資源の掘り起こし
- 2 社会資源を生かした参加機会の提供

参加支援事業は、既存の支援では対応が困難なケースに対応するため、福祉サービス事業所などの地域の社会資源の活用と新たな社会資源の開拓により、要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、特にひきこもり状態にある人への支援については、就労だけではなく広く社会参加を促していくことが重要であることから、居場所の整備などの幅広い支援に取り組めます。

実施体制は、相談支援包括化推進員が本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行います。

【対象事業】

(1) 社会参加支援事業

対象者	社会とのつながりが薄く制度の狭間のニーズを抱える人・世帯（ひきこもりや孤立している人）など社会参加支援が必要な人
実施方式	生活困窮自立支援就労準備支援事業・地域活動支援センター事業・障がいサービス事業所・職親登録事業所・地域の社会資源（サロン活動、地域食堂・子ども食堂など身近な居場所・地域活動）など
事業内容	本人のニーズや課題などの把握、ニーズに沿った支援メニュー（社会資源）とのマッチング、多様なニーズに対応した支援メニューづくり

＜基本施策Ⅲ＞ 地域で活動の機会や役割を持つ環境づくり

- 1 多世代の交流の機会やサロン活動の推進
- 2 各分野相互のコラボ事業による地域づくりの推進

地域づくり事業は、高齢、障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを生かしつつ、世代や分野を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワーク

の構築、支援ニーズと取り組みのマッチングなどにより、地域における多様な主体による取り組みのコーディネートなどを行うものです。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、性質や特徴、世代を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。

具体的には、次の表の事業が対象となっています。各分野の事業を組み合わせ、世代や分野にとらわれない包括的な地域づくりを推進します。

【対象事業】

(1) 地域介護予防活動支援事業

対象者	主として活動的な状態にある高齢者及び団体、介護予防に資する活動をしている市民
実施方式・箇所数	直営：１（長寿福祉課地域包括支援センター）
人員配置	－
事業内容	介護予防に関するボランティアなどの人材育成、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援

(2) 生活支援体制整備事業

対象者	市民
実施方式・箇所数	委託１（１層協議体１箇所、２層協議体４箇所）
人員配置	１層コーディネーター１名、２層コーディネーター４名
事業内容	生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けたボランティアなどの生活支援、介護予防の担い手の養成・発掘、地域資源の開発や地域のニーズと地域資源のマッチングなど

(3) 地域活動支援センター事業

対象者	知的障がい者、精神障がい者
実施方式・箇所数	補助： 1（地域活動支援センター）
人員配置	センター長 1 名、精神保健福祉士・社会福祉士 2 名
事業内容	創作活動、社会交流（サークル活動・行事）、生活情報の提供、電話・訪問などによる情報提供、休憩・仲間との交流の場などの提供

(4) 地域子育て支援拠点事業

対象者	乳幼児とその保護者
実施方式・箇所数	直営： 1（子ども未来課子育て支援総合センター） 委託： 2（稲川子育て支援センター、おがち子育て支援センター）
人員配置	センター長 1 名、保育士 5 名
事業内容	子育て親子の交流する場の提供と交流の促進、子育てや障がい児などに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習の実施など

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

対象者	地域住民
実施方式・箇所数	直営： 1（福祉課地域福祉班）
事業内容	地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくり

相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に実施する機能

1 多機関が連携して包括的に支援する体制づくり

各相談支援機関や関係機関だけでは対応が困難な複雑・複合的な課題やニーズに対しては、重層的支援会議や法第106条の6に規定されている支援会議を随時活用し、課題の解きほぐしや支援の調整、支援プランの適性の協議・評価を行います。

【対象事業】

(1) 多機関が連携した包括支援

対象者	複雑・複合的な課題を抱える人
実施方式	相談支援包括化推進員が支援に必要な関係者などを招集
事業内容	支援に必要な多くの分野の関係者などが支援会議または重層的支援会議に集まり、支援の調整、支援プランを作成し、適切な支援を実施します。

2 アウトリーチによる継続的な支援の実施

複雑化・複合化した課題を抱えているにもかかわらず必要な支援が届いていない人に支援を届けるために、アウトリーチなどを通じた継続的支援事業（以下、「アウトリーチ事業」という。）を実施します。

アウトリーチ事業にて支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり時間がかかることが想定されます。このような対象者像を踏まえ、本人とのかかわるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に主眼を置いた支援を行います。

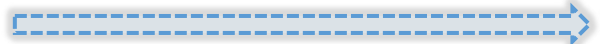
【対象事業】

アウトリーチなどを通じた継続的支援

対象者	潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯 (ひきこもりや8050世帯など)
実施方式	包括的相談事業の相談員(コミュニティソーシャルワーカー、相談支援専門員、保健師、社会福祉士、家庭相談員など)
事業内容	情報収集と対象者の把握、訪問などのアウトリーチによる関係構築に向けた継続的な働きかけ、本人・世帯に寄り添った伴走支援、支援機関へのつなぎを行います。

6 年度別スケジュール

1. 相談支援 2. 参加支援 3. 地域づくり支援 4. 多機関の連携による包括支援 5. アウトリーチによる継続支援について、所管課や関係機関の参加者間で評価・見直しを行い、重層的支援体制の構築を進めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
相談支援	相談窓口の周知強化 	相談窓口の周知継続 			
	人材育成研修（相談に気づき一緒に支援する意識の醸成を図る） 				
	相談体制の整備 	相談体制の評価見直し 			
参加支援	社会資源の洗い出し等 	参加支援の企画・新たな社会資源の創出 			
	参加支援体制の整備 			参加支援体制の評価・見直し 	
	利用者のニーズに沿った社会資源とのマッチング 				
地域づくり支援	人材育成研修（地域福祉を推進した地域づくり） 				
	地域づくり支援体制の整備（居場所づくり、多世代交流の機会等） 				地域づくり支援体制の評価・見直し 
	利用者のニーズに沿った社会資源とのマッチング 				
多機関の連携による包括支援	支援会議・重層的支援会議を活用した支援の調整・支援プランによる適切な支援の提供 				
アウトリーチによる継続支援	本人・世帯に寄り添った伴走支援、支援会議・重層的支援会議を活用した支援者によるチーム支援による継続的なアウトリーチ 				

第7章

再犯防止推進計画

目 次

- 1 計画策定にあたって・・・・・・・・・・ 56
- 2 犯罪情勢について・・・・・・・・・・ 57
- 3 計画の基本的な考え方と取り組み事項・・・ 60
- 4 実施体制・・・・・・・・・・ 63

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は減少化傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者割合（再犯者率）が約50%となっており、「再犯」の防止が課題となっています。

犯罪に関する統計を見ると、無職であることや適当な帰住先がないまま出所していることが再犯リスクとなっていることがうかがえ、再犯の防止には刑務所出所者などに対する就労や住居の確保を初めとする生活支援が重要です。

平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、地方公共団体は、地域の状況に応じ必要な施策を策定・実施する責務を負うことや、地方再犯防止推進計画を定めるように努めなければならないことが規定されました。このことに基づき、罪を犯した人などが再び罪を犯すことなく、自立した生活を送ることができるように、そしてそれが市民の安全・安心な暮らしにつながるよう本市が取り組むべき施策とその方向性を示すため本計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

(3) 計画期間

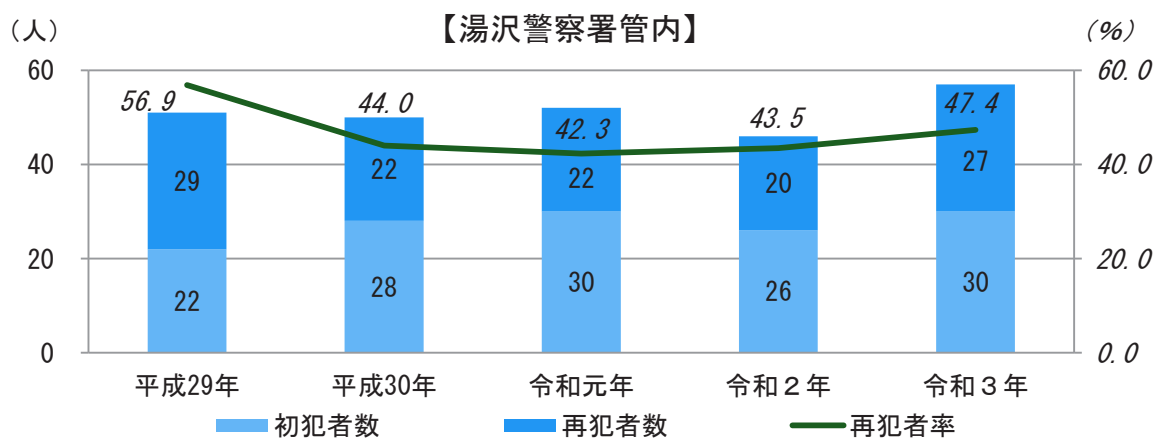
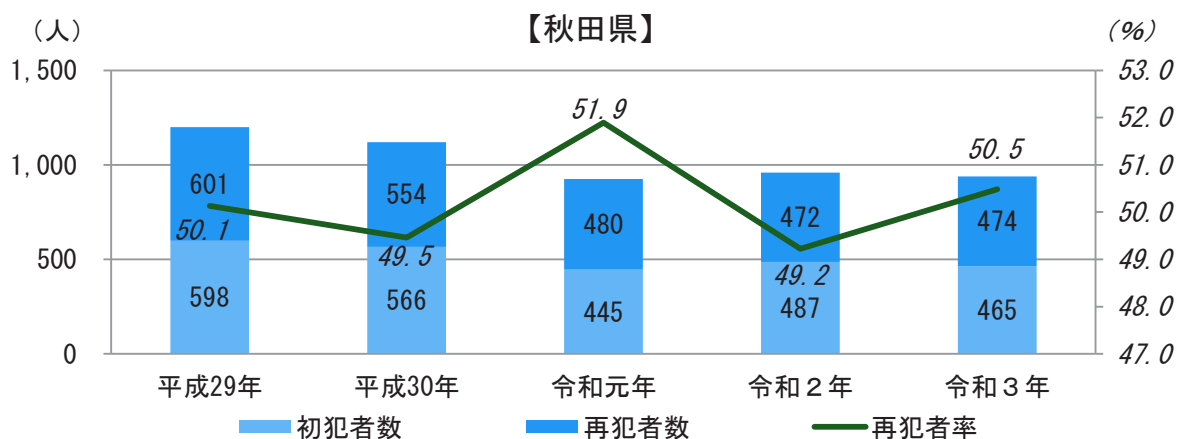
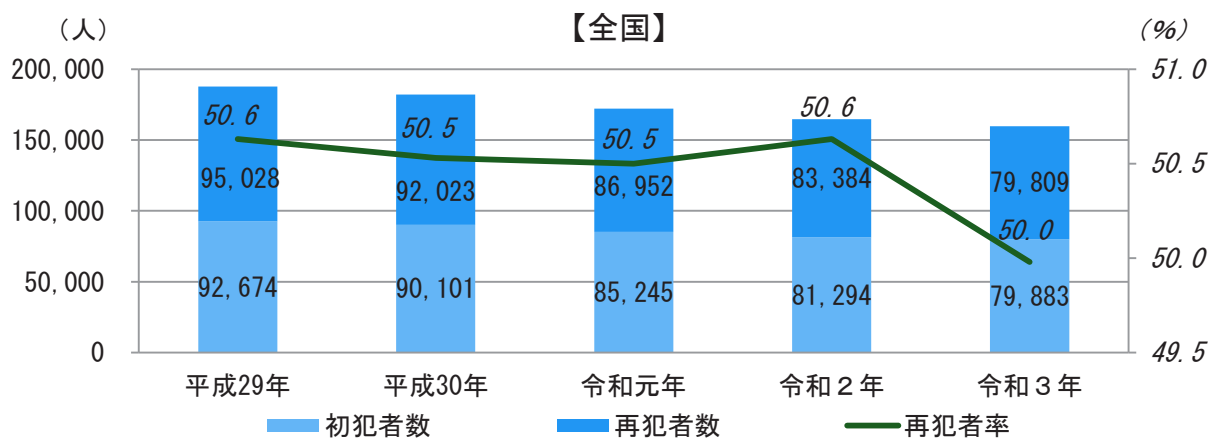
計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、必要に応じ見直しを行います。

(4) 計画の対象者

本計画の対象者は、法第2条第1項に定める人で、犯罪をした人または非行少年もしくは非行少年であった人を指します。

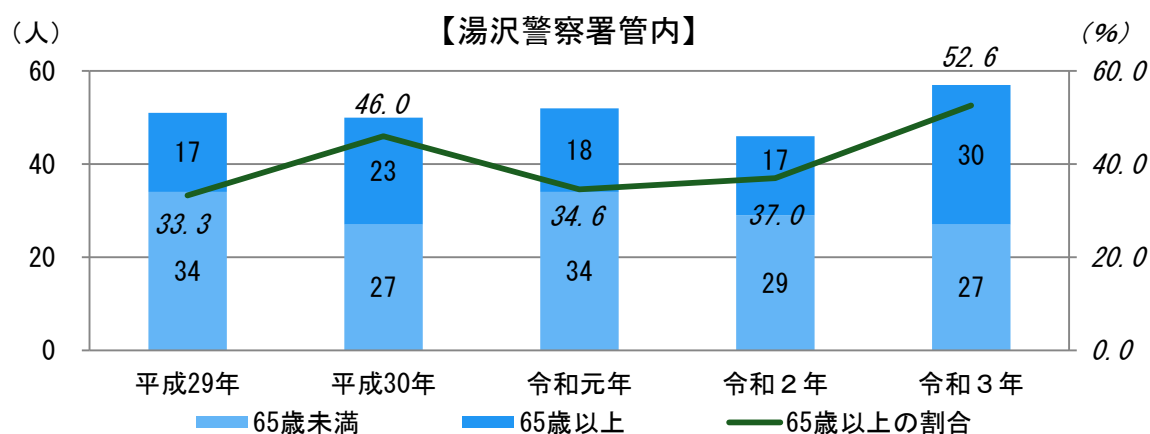
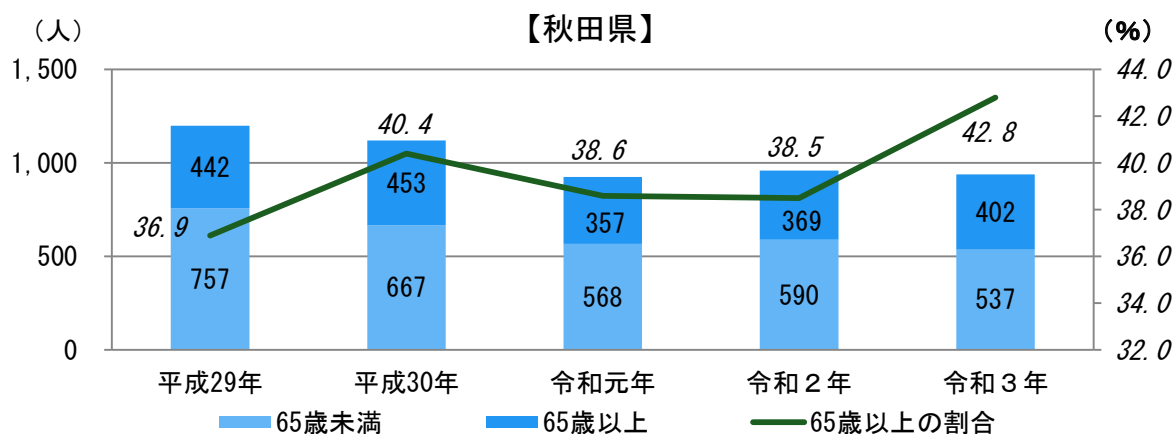
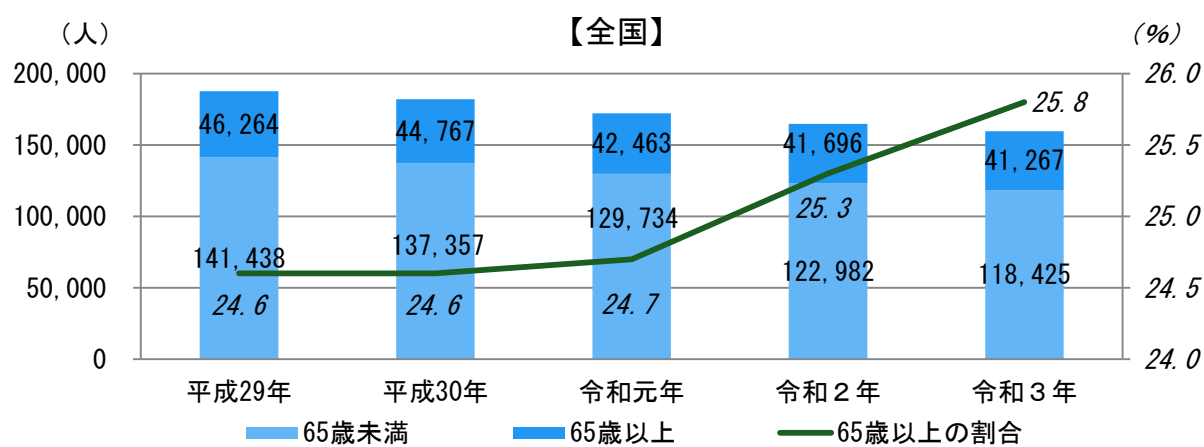
2 犯罪情勢について

(1) 刑法犯検挙者中の初犯者・再犯者の推移



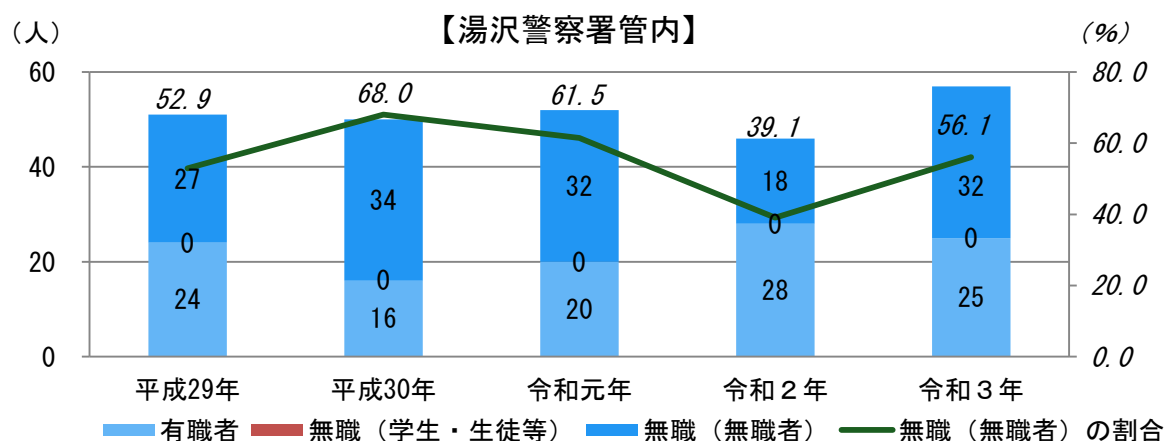
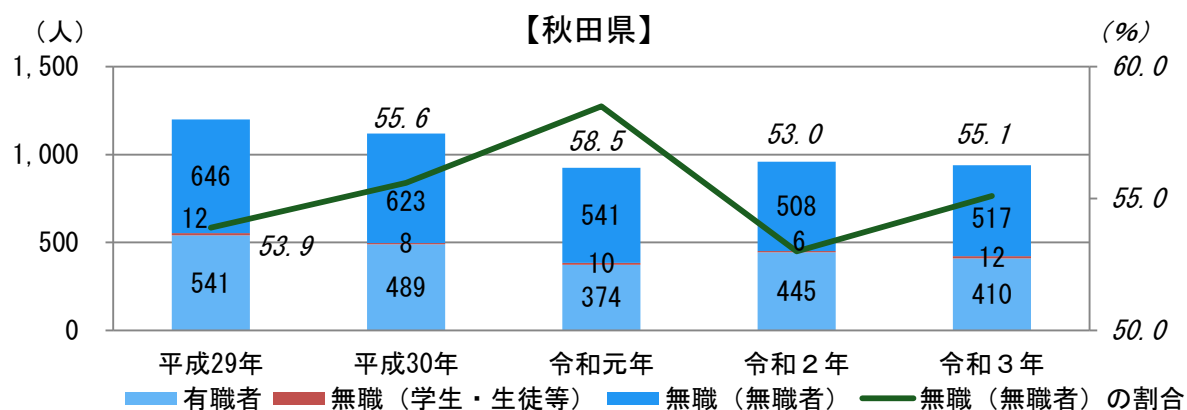
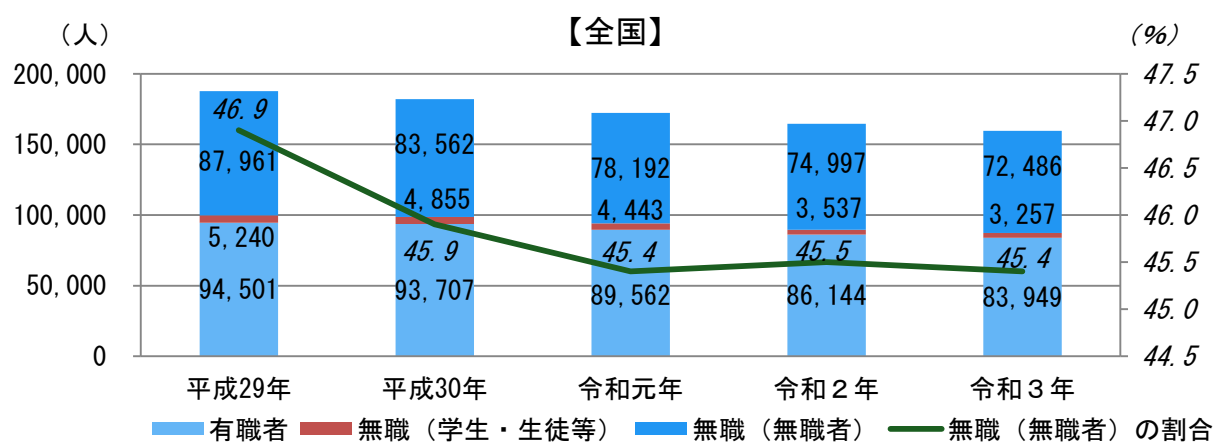
仙台矯正管区更生支援企画課提供資料をもとに作成

(2) 刑法犯検挙者の犯行時の年齢



仙台矯正管区更生支援企画課提供資料をもとに作成

(3) 刑法犯検挙者の犯行時の有職・無職の状況



仙台矯正管区更生支援企画課提供資料をもとに作成

3 計画の基本的な考え方と取り組み事項

(1) 基本方針

法第3条の「基本理念」及び国の再犯防止推進計画の「基本方針」を踏まえ、令和2年3月に策定された「秋田県再犯防止推進計画」を基本とし、湯沢地区保護司会を初めとする関係機関・団体などと連携しながら、犯罪や非行のない地域づくりに取り組みます。

(2) 取り組み事項

罪を犯した人などの立ち直りを支援し、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を実現するため、次のとおり取り組みます。

①啓発活動と民間協力者への支援の推進

再犯防止に関する施策や更生保護活動については、市民にとっては必ずしも身近なものではないため、市民の関心と理解を得にくいことや、民間協力者による再犯の防止などに関する活動についても市民に十分に認知されているとは言いがたい状況が課題としてあります。

こうしたことから、犯罪や非行の防止と犯罪をした人などの更生について周知を図り、広く市民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において犯罪や非行のない地域社会を築いていく取り組みが重要と考えます。

	取り組み	内容
1	犯罪や非行の防止と更生に関する啓発活動	犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す全国的運動である「社会を明るくする運動」などを通じて、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めます。
2	市広報などによる広報活動	市広報や市ホームページなどにおいて、再犯防止と更生保護に関する情報を発信し、市民の関心と理解を深めます。
3	民間協力者への支援	更生保護の分野において重要な役割を担っている湯沢地区保護司会や湯沢地区更生保護女性会などの民間協力者の活動を市民に紹介するとともに、民間協力者のさらなる地域貢献に資するため、その運営や活動に関する協力・支援を行います。

②就労・住居の確保

再入所受刑者のうち7割を超える人が再犯時に無職であり、また、刑務所満期出所者のうち約4割が適当な帰住先が確保されないまま出所しており、不安定な就労状況や帰住先の未確保が再犯リスクとなっていることが明らかです。

罪を犯した人などが再び罪を犯すことなく、安定した生活を送るためには、就労や住居の確保が必要であり、関係機関と連携しながら各種制度に基づいた支援を行い、就労先及び住居の確保に努めます。

	取り組み	内容
1	生活困窮者、障がい者などへの就労に関する支援	生活困窮者自立支援事業などによる支援を行うとともに、ハローワーク湯沢などの関係機関や協力雇用主と連携し、就職及び就労定着に向けた支援を行います。
2	市営住宅などへの入居機会の確保	市営住宅が帰住先の選択肢の一つになるように、市広報や市ホームページなどにおいて市営住宅や無料定額宿泊所に関する情報提供を行います。
3	住居確保給付金の活用	離職などにより経済的に困窮し、住居を失った人またはそのおそれがある人に対し、本給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図ります。

③福祉的支援の提供

高齢者や障がい者を有する受刑者の割合が増加傾向にあります。高齢者や障がい者を有する人が矯正施設を出所後、再び罪を犯すことなく、地域で安定した生活を送ることができるようにするためには、福祉的支援につなげることが有益と考えます。

	取り組み	内容
1	矯正施設などとの連携	出所者などが、速やかに福祉的支援を受けることができるように矯正施設、保護観察所などの関係機関との連携、情報共有に努めます。
2	福祉的支援の提供	罪を犯した人などの性質や特徴を踏まえ、各種福祉制度に基づくサービスの提供により、安定した日常生活を支援します。

④非行の防止

少年院入院者の約9割、新受刑者の約6割が高卒未満の教育程度となっています。学校や地域における非行の未然防止と、非行に及んだ児童・生徒の立ち直りを支援します。

	取り組み	内容
1	相談機関の周知	非行及び犯罪の防止に関する相談支援などを行っている秋田法務少年支援センターや湯沢地区更生保護サポートセンターの周知を図ります。また、非行を繰り返す少年については、児童相談所などと連携し、保護者などへの相談支援に取り組みます。
2	小・中学校での取り組み	薬物乱用防止に関する教室、情報モラル教育の実施、いじめの積極的な認知によるいじめ未解決0の実施など、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。問題行動などを起こした児童・生徒については、スクールカウンセラーによる面談や関係機関との連携による個別指導などを実施し、安定した学校生活が送れるように支援します。
3	青少年健全育成の推進	青少年の健全育成にかかわる活動を行っている団体などと連携し、青少年の健やかな成長を促し、豊かな人間性をはぐくむための運動を推進します。

4 実施体制

庁内関係各課において情報共有を図り、相互に連携するとともに、下記の関係機関・団体などと連携、協力しながら施策に取り組みます。

身近な関係機関・団体

名称	住所	連絡先	備考
湯沢市役所	湯沢市佐竹町1-1	0183-73-2122	福祉保健部福祉課
湯沢市社会福祉協議会	湯沢市古館町4-5	0183-73-8696	総合相談室
湯沢地区保護司会	湯沢市佐竹町4-5	0183-56-6195	湯沢地区更生保護サポートセンター
湯沢地区更生保護女性会	湯沢市内町3-46	0183-73-0829	
湯沢地区BBS会	湯沢市千石町三丁目5-40	0183-73-6190	
湯沢公共職業安定所（ハローワーク湯沢）	湯沢市清水町四丁目4-3	0183-73-6117	
湯沢警察署	湯沢市千石町一丁目3-5	0183-73-2127	
秋田県湯沢保健所	湯沢市千石町二丁目1-10	0183-73-6155	
秋田県南児童相談所	横手市旭川一丁目3-46	0182-32-0500	
無料低額宿泊所	湯沢市裏門一丁目2-19 湯沢市岡田町14-28	0183-72-6688 0183-72-8787	
民生児童委員	湯沢市佐竹町1-1（協議会所在地）	0183-73-2122	福祉保健部福祉課

その他の関係機関

名称	住所	連絡先	備考
秋田刑務所	秋田市川尻新川町1-1	018-862-6581	
秋田少年鑑別所	秋田市八橋本町六丁目3-5	018-862-3771	
秋田法務少年支援センター	秋田市八橋本町六丁目3-5	018-865-1222	秋田少年鑑別所内
秋田保護観察所	秋田市山王七丁目1-2	018-862-3903	
秋田県地域生活定着支援センター	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ 5階	018-884-1414	

順不同

資料

1 事業等の解説

(1) 地域福祉計画に関連する事業等

No.	事業名称等	内容
1	空家等対策事業	空き家の解体にかかる費用の一部を補助します。
2	空き家バンク事業	空き家の有効活用を図るため、活用可能な空き家の情報収集及び情報発信を行います。
3	いきいき湯沢 21	健康を増進し発病を予防する一次予防を重視し、12の重点分野別に目標値を掲げ、健康づくりや支援をするための環境整備を効果的に推進することを目的とした計画です。
4	外出支援サービス事業	在宅の寝たきり、または歩行困難で車イスの使用が常時必要な人に対し、医療機関などへの移動に要する費用の一部を助成します。
5	虐待・DV防止対策	虐待などに関する正しい理解と意識の高揚を図るための周知啓発と、相談窓口などの情報提供を行うとともに、虐待などを感知し得る機関との連携体制を強化し早期発見と防止に努めます。
6	傾聴ボランティア養成講座	うつ病や自殺に関する正しい知識と相談援助技術を持ち合わせ、地域において心の健康づくりを支援する人の育成を目的とした講座です。
7	ゲートキーパー養成研修	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人を育成するための研修です。
8	結核予防事業	結核の発生と蔓延の予防を図るため検診を実施します。
9	高齢者等雪対策事業	高齢者世帯などに対し雪下ろしにかかる費用の一部を助成するとともに、一定の料金により除雪車により自宅前に残された雪塊の除去を行います。
10	高齢者福祉計画・介護保険事業計画	要支援・要介護認定を受けた高齢者も住み慣れた地域で安心して充実した生活を継続できる環境づくりと、健全で持続可能な介護保険制度の構築を目的とする計画です。
11	コーディネーター・CB育成事業	「地域のまちづくり」について、相談・指導・調整を行える「まちづくりコーディネーター(兼コミュニティビジネス仕掛人)」を育成することで、地域のまちづくりを推進します。
12	克雪住宅推進事業	住まいにおける落雪化や無落雪化を図るための屋根の改修工事や転落防止器具などの取り付け工事にかかる費用の一部を助成します。

No.	事業名称等	内容
13	子ども・子育て支援事業計画	妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援をし、よりよい環境で安心して子育てができる環境をつくるための計画です。
14	子どもの支援の輪づくり事業	支援が必要な子どもを行政などの支援に結びつけ、子どもが孤独・孤立に陥らないように地域における総合的な支援体制を整備することを目的とし、子ども食堂などの活動を行う NPO 法人などの団体に補助金を交付します。
15	子どもの未来応援計画	子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、みずからの夢や希望が実現できるように成長過程に合わせた施策の展開や適切な支援により、子どもたちがたくましく成長できる環境を整えるための計画です。
16	コミュニティ・スクール	子どもたちの教育活動などを一層充実させていくため、学校が地域住民などと目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちをはぐくむための仕組みです。地域学校協働活動(No.33)と一体的に取り組みます。
17	災害時要援護者避難支援ネットワーク構築事業	災害時に支援を必要とする人について、個別の避難計画を作成し、要援護者が災害時において的確かつ迅速に避難できる体制の構築に取り組みます。
18	再犯防止対策	再犯防止推進計画を策定し、それに基づき罪を犯した人などが再び罪を犯すことがなく社会の一員として円滑に復帰・再出発できるように支援します。
19	ささえ愛懇談会	認知症の当事者やその家族が集い懇談することで、お互いの悩みや苦労を理解し合い、負担の軽減や関係づくりにつなげるための交流会です。
20	自主防災組織推進事業	地域防災力の向上並びに地震や火災、洪水などの災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として、自主防災組織の設置及び自主防災組織が行う防災活動に対して補助金を交付します。
21	市民活動団体育成事業	市民(市民活動団体)と行政の協働のまちづくり体制の構築を図るため、個性豊かな独自のまちづくりを市民主体で進め、地域の身近な生活課題を市民みずからが解決するなど、自発的及び主体的な活動に対して補助金を交付します。
22	市民後見推進事業	弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人などを養成するための研修などを行います。

No.	事業名称等	内容
23	重層的支援体制整備事業	既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを生かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応し切れないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。
24	障がい者交通援護費	人工透析のための通院や就労支援事業所への通所にかかる交通費の一部を助成します。
25	障がい者サポーター養成講座	障がいに対する正しい知識と理解を持つ障がい者サポーターを養成するための講座です。
26	障害者等自発的活動支援事業	障がい者及びその家族などが互いの悩みを共有し、情報交換を行う交流会活動などに補助金を交付します。
27	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	障がいのある人が望む地域で望む人と生活し、人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援し、自立や社会参加の実現、保健・医療・福祉サービスなどの基盤整備、地域社会の充実を目的とする計画です。
28	食生活改善推進員養成講座	食を中心とした健康づくり事業のボランティアとして地域で活躍する食生活改善推進員を養成する講座です。
29	新興感染症	新しく認識された感染症の中で局地的あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のことです。
30	生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。
31	生活バス路線運行対策事業	路線バスが廃止・縮小された区域や交通空白地域に対する代替交通として乗合タクシーやコミュニティバスを運行し、日常生活の足の確保に取り組みます。また、バス路線を運行するバス事業者に対し補助を行うことにより、地域住民の生活に密着不可欠な生活バス路線の運行継続を図ります。
32	成年後見制度利用支援事業	高齢者や障がい者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や、成年後見人などの報酬の助成を行います。
33	地域学校協働活動	地域全体で子どもたちの成長を支えるため、学校と地域の連携・協働による「地域学校協働本部」を設置し、地域学校協働活動推進員などのコーディネートのもと、幅広い地域住民や企業・団体などの参画により、多様で継続的な活動を推進します。コミュニティ・スクール(No.16)と一体的に取り組みます。

No.	事業名称等	内容
34	地域自治組織支援事業	地域の身近な課題を住民がみずから解決するなど、参加・協働のまちづくりを推進するため、地域による自発的・主体的な地域づくり活動に対して交付金を交付します。
35	地域雪対策支援事業	近隣に住む住民同士が、労力や費用などを出し合いながら、雪によって生ずる支障や不安を解消する活動に対して補助金を交付します。
36	地域連携ネットワーク中核機関運営事業	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネートなどを行います。
37	つながろう すこやかDE	乳幼児とその保護者や高齢者など、多世代が交流するイベントです。
38	出前講座	市民が主催する学習会などに、市職員が講師として出向き、市の取り組みや暮らしに役立つ情報などについて伝える取り組みです。
39	倒壊家屋等除却推進事業	倒壊などにより周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある家屋などの所有者、または倒壊家屋などが存在する町内会などが実施する倒壊家屋などの除却にかかる費用の一部を補助します。
40	認知症サポーター養成講座	地域における認知症高齢者の見守り体制を構築し、認知症の人や家族が地域で安全に安心して暮らせるように認知症について正しい知識を持つ「認知症サポーター」を養成する事業です。
41	犯罪予防事業	湯沢地区保護司会に対し、犯罪及び非行の予防活動に関する事業に要する経費について補助金を交付することにより、その活動を支援し、犯罪や非行のない明るい社会の実現を推進します。
42	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を必要とする人と援助ができる人に会員登録をしてもらい、援助を必要とする人と援助ができる人のマッチングやコーディネートを行います。
43	防犯対策事業	犯罪防止の啓蒙活動を実施するとともに、防犯指導隊と防犯協会による防犯活動を展開し、犯罪のない暮らしやすいまちづくりを推進します。
44	ママと天使の交流会	月齢の近い子を持つ母親や出産を控えた妊婦を対象とした交流の場です。

No.	事業名称等	内容
45	みんなで子育て街の保育園事業	乳児を持つ母親世代と中学2年生の対面式交流を通して、抱っこやおんぶ、授乳体験などにより、命の愛おしさを肌で感じてもらう取り組みです。
46	ゆざわ子育てマルっと応援DAY	市民・行政・企業が一体となって子育て世代を応援するイベントとして、親子が交流できる遊び場や相談の場を提供します。
47	予防接種事業	個人の感染予防や重症化の防止、また感染症の蔓延の防止を図るため各種予防接種を行います。

(2) 湯沢市社会福祉協議会が行う事業等

地域福祉事業

No.	事業名称等	内容
1	地域福祉トータルケア推進事業	地域で暮らす住民の地域福祉課題の解決に向けて総合相談・生活支援体制を確立します。また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、自立した生活やお互いの支え合いを支援するコミュニティソーシャルワークを実践します。
2	総合相談支援窓口	「総合相談室」の設置や「しあわせ総合相談」の実施により、市民が抱える生活福祉課題の相談を総合的に受け付け、専門機関との連携により解決に導きます。
3	住民座談会の開催	各地区または各町内会単位の座談会を開催して、住民の意見や要望を把握し、地域福祉の向上・支援活動に反映させていきます。
4	ボランティア研修会の開催	福祉を支える人材育成のための研修会を実施します。
5	孤高の戦士サポーター養成講座	市内の高校に通う生徒を対象に「生きづらさ」を抱える人の存在を意識し、理解する心の体得と、自身が「生きづらさ」を感じたときの対処スキルを習得することを目的に開催します。
6	「ふくしの学び場」プラットフォーム構築事業	地域を基盤とした多様な社会資源と人材が連携・協働し、全世代が学び合える環境と新たな活動を創出する仕組みを考える場を構築します。
7	子育てサロン・若者サロン事業	市内の子育て世代や若者が主体となった気軽に悩みを相談できる居場所づくりや、地域福祉や社会貢献を目的として集うサロン活動を支援します。
8	市民参加型在宅介護システム	既存の制度では解決できない介護や家事援助などに関するニーズについて、援助活動員として登録した市民による簡易的なサービスの提供を行います。
9	生活と安心サポートネットワーク事業(雄勝)	福祉制度やサービスを利用できない人に対し、地域住民による見守りや買い物、ゴミ出しなどの軽易な日常生活上の支援を行います。
10	地域たすけあい支援事業	ひきこもりがちな生活困窮者に対し、外出機会をふやすことや社会との接点を持ち作業を行うことを目的に軽作業などの場をつくり、役割を持つことの喜びや自尊心の回復を図り、自立を促します。
11	フードバンク事業への協力	市民などの善意で提供された食料品を取りまとめ、フードバンク事業者へ搬送します。また、フードバンク事業者から提供を受けた食料品を食べ物に困っている人へ届けます。

No.	事業名称等	内容
12	要支援者訪問員活動	訪問員が定期的に要支援者を巡回訪問し、声かけ見守り活動を実施しながら課題を把握し、CSWが即座に介入しその解決に当たります。
13	ネットワーク活動の推進	民生児童委員や福祉員、近隣住民との連携により、地区内の安否確認が必要な高齢者世帯などへ声かけや見守り活動を行い、地域住民とのつながりを強化し、孤立を防止します。
14	ふれあいサロン活動	住民同士のつながりの場や気軽に交流できる地域拠点づくりとして、ふれあいサロン活動を広めます。
15	地域住民交流スペースの充実(きっさこ(湯沢)・カフェあら! どうも(稲川)・お休み処よりみち(皆瀬))	日ごろ思っていることや悩み事などを気軽に話しながら過ごすことができる集いの場です。地域に潜在している課題を見つけ支援につなげる居場所づくりとして充実を図ります。
16	※生活支援体制整備事業	地域住民の参加を得て、市全体または各地域に福祉課題の掘り起こしを行う場(協議体)を設置し、福祉ニーズの整理を行い、それに対応する活動をつくり出します。
17	※災害時要援護者支援ネットワーク構築事業	災害時に自力で避難することが困難な人などに対して個別の避難計画を作成し、その活用による平時の見守り活動や災害時の支援体制づくりを進めます。
18	「要支援者マップ」の随時更新、情報共有化	要支援者の課題把握や各種相談に迅速に対応するため「要支援者マップ」の作成・更新を引き続き進めるとともに、それらの作業が各町内や集落において自主的に取り組まれるように支援します。
19	資金貸付事業(生活福祉資金・湯沢市たすけあい資金)	低所得者や障がい者、高齢者世帯に対し資金の貸し付けと必要な相談支援を行い、経済的自立や生活意欲の助長、社会参加の促進を図ります。

在宅福祉事業

No.	事業名称等	内容
20	ふれあい安心電話システム推進事業	市が設置する高齢者等緊急通報システムの利用者と協力員、民生児童委員などとのネットワークづくりと、利用者の定期的な安否確認を行います。
21	高齢者福祉事業 「杖の会」事業(稲川)	65歳以上の一人暮らし高齢者などの交流や仲間づくり、情報交換を行います。
22	すこやか倶楽部(雄勝)	70歳以上の高齢者を対象とし、仲間づくりや生きがいづくりの場として定期的に開催します。

No.	事業名称等	内容
23	ふれあいハート箱の支給 (皆瀬)	75歳以上の高齢者世帯に対し、急な入院などの不測の事態に備えた備品を支給します。
24	福祉用具の貸出	通院や外出時に必要とする車イスの貸し出しを行います。また、福祉教育などの場へ高齢者疑似体験セットの貸し出しを行います。

ボランティア拡充事業

No.	事業名称等	内容
25	湯沢市ボランティアセンター機能充実と強化	市民のボランティアへの参加を促進するため、ボランティア情報の収集や発信、人材の育成、ボランティアに関する相談などを担う湯沢市ボランティアセンターの機能の充実・強化を図ります。また、災害時には災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の効率化を推進します。
26	ふれあい広場の開催	ボランティアや障がい者、高齢者、子ども、地域住民などが一堂に会し、福祉活動を体験しながら交流や触れ合いを深めるイベントです。思いやりの心の増進と福祉活動への理解の促進を目的に開催します。
27	ボランティアのつどいの開催	市内で活動するボランティア関係者が集い、ボランティア活動への理解と関心を高めることや活動の充実と拡大を目的として開催します。
28	除雪ボランティア隊の実施	高齢者世帯や障がい者世帯などの自力では除雪が困難な人に対し、生活圏の確保を目的に除雪ボランティア隊による除雪サービスを提供します。
29	地域の支え合い体制整備事業	地域住民が抱える多様な生活課題やニーズに柔軟に対応できるように身近な担い手が支援し、助け合う仕組みづくりを構築します。
30	福祉関係団体への支援	各種団体の活動が主体的で円滑なものとなるように支援します。

児童・青少年福祉事業

No.	事業名称等	内容
31	福祉体験学習	福祉体験事業を通し、児童・生徒の思いやりや助け合う心をはぐむとともに、社会福祉に対する関心を深め、地域福祉活動への参加を促進します。

No.	事業名称等	内容
32	ふりーすぺーす「パレット」の実施	不登校や学校を休みがちな児童・生徒、またはひきこもりの若者が抱えている悩みや不安を受け止める居場所として実施します。
33	「福祉の心」作文集発行（稲川）	小中学校などの児童・生徒から福祉に関する作文と挿絵を募り、冊子にして配布します。子どもたちの福祉教育の広がりを目的とし、福祉事業への理解と参加意識の向上を図ります。
34	お元気ですか？お手紙事業（皆瀬）	皆瀬児童クラブの協力により一人暮らし高齢者宅に手づくり年賀状をお届けします。

権利擁護体制の整備

No.	事業名称等	内容
35	法人後見事業	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本法人が成年後見人や保佐人、補助人になり、財産管理や身上監護を行います。
36	日常生活自立支援事業	判断能力に不安のある高齢者などの預金通帳や印鑑、証書などを預かり、必要な現金の出し入れなどの支援を行います。
37	緊急時における日常的金銭管理支援事業	日常生活自立支援事業や成年後見制度などの利用待機状態にある人が緊急的に支援が必要となった場合に、当該制度利用に至るまでの間、暫定的に日常的な金銭管理などを行い支援します。

生活困窮者自立支援事業

No.	事業名称等	内容
38	※自立相談支援事業	経済的に困窮し最低限度の生活が維持できなくなるおそれがある相談者を広く受け止め、どのような支援が必要か、支援員と一緒に考えながら具体的な支援プランを作成し、相談者の自立に向けた支援を行います。
39	※家計改善支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者がみずから家計を管理できるように支援します。また、必要に応じて貸し付けのあっせんや債務整理に関する支援を行います。

No.	事業名称等	内容
40	居場所サロン「りらとこ」の実施	相談者の居場所づくりや相談の入り口づくり、または活動の場づくりとして定期的に行います。就労に関する出張相談もあわせて実施します。
41	無料職業紹介所の設置・運営	生活困窮者自立支援事業の利用者に対し、求人情報を紹介し、雇用の機会の創出・促進を図ります。

各地区社会福祉協議会との連携

No.	事業名称等	内容
42	各地区社会福祉協議会との連携	地域住民の身近な存在として位置づけられている各地区社会福祉協議会と連携し、地域の特色を生かした福祉活動を実践します。

共同募金運動

No.	事業名称等	内容
43	赤い羽根共同募金運動	市共同募金委員会事務局として、各種団体やボランティアなどの協力のもとに運動を展開します。寄せられた募金は、地域福祉の充実や施設の整備、福祉団体の活動にあてられます。
44	歳末たすけあい運動	民生児童委員や町内会などの協力のもとに実施しています。寄せられた募金は、生活困窮者や寝たきり高齢者を介護する世帯、重症心身障がい児への義援金贈呈のほか、地域福祉事業に使わせていただいています。

※湯沢市委託事業

3 湯沢市地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 地域福祉の推進に関する計画に住民等の意見を反映させるため、湯沢市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画の策定及び変更に関し、必要な事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 湯沢市民生児童委員
- (2) 湯沢市社会福祉協議会の職員
- (3) ボランティア団体関係者
- (4) 障害者福祉団体関係者
- (5) 老人クラブ関係者
- (6) 児童又は青少年育成関係者
- (7) 福祉施設の職員
- (8) 福祉に関し知識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議等が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

湯沢市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属等
委員長	さとう ひろし 佐 藤 博	雄勝なごみ会 理事長
副委員長	こすぎ のりこ 小 杉 則 子	湯沢北部地区自治協議会 幹事
委員	あさの あつみ 浅 野 暖	湯沢市社会福祉協議会 地域福祉課 主任
〃	いけべ ともこ 池 部 友 子	湯沢市老人クラブ連合会 副会長
〃	おのだ ひとみ 小野田 ひとみ	湯沢市民生児童委員協議会 幹事
〃	かきざき きよし 柿 崎 清	青少年育成湯沢市民会議 会長
〃	くちき みつあき 朽 木 光 紹	湯沢地区保護司会 副会長
〃	こみなみ ともこ 小 南 智 子	みなせ福祉会 シャイントピアみなせ 施設長
〃	こん としゆき 今 俊 幸	湯沢市身体障がい者福祉協会 副会長
〃	すがの えみこ 菅 野 恵美子	湯沢市雄勝郡医師会 介護予防拠点施設福寿荘 管理者
〃	すずき あつみ 鈴 木 淳 美	湯沢保育会 みたけこども園 保育士
〃	ふじわら なおこ 藤 原 奈穂子	湯沢雄勝広域市町村圏組合 やまばと園 相談支援専門員
〃	みやはら あきら 宮 原 晃	湯沢市ボランティア連絡協議会 会長

4 湯沢市地域福祉推進庁内会議要綱

(設置)

第1条 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（次条において「地域生活課題」という。）の解決に資する支援その他地域福祉施策を総合的に推進するため、湯沢市地域福祉推進庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 庁内会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域生活課題の解決に資する支援に関すること。
- (2) 湯沢市地域福祉計画の策定に必要な事項の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

役職	職名
委員長	福祉保健部福祉課長
副委員長	福祉保健部福祉課地域福祉班長
委員	総務部総務課総合防災室総合防災班長
	総務部企画課企画政策班長
	ふるさと未来創造部まちづくり協働課まちづくり班長
	市民生活部環境共生課市民生活窓口班長
	福祉保健部福祉課障がい福祉班長
	福祉保健部子ども未来課子ども子育て応援班長
	福祉保健部長寿福祉課地域包括支援センター所長
	福祉保健部健康対策課保健推進班長
	産業振興部農林課農業振興班長
	産業振興部商工課商工労政班長
	建設部都市計画課都市計画班長
	教育委員会事務局教育部生涯学習課社会教育班長

5 計画策定までの主な経緯

年月日等	内容	備考
令和5年 2月	地域福祉計画アンケート調査	調査対象者数：2,000人 回収率：46.2%
4月25日	第1回地域福祉推進庁内会議	市本庁舎26会議室
5月19日	第1回地域福祉計画策定委員会	市本庁舎33・34会議室
6月26日	第2回地域福祉推進庁内会議	市本庁舎26会議室
7月7日	第2回地域福祉計画策定委員会	市本庁舎44会議室
8月30日	第3回地域福祉推進庁内会議	市本庁舎25会議室
9月5日	第3回地域福祉計画策定委員会	市本庁舎21・22会議室
9月21日	湯沢地区保護司会との協議	市本庁舎26会議室
10月5日	第4回地域福祉推進庁内会議	市本庁舎25会議室
10月6日	第4回地域福祉計画策定委員会	市本庁舎21・22会議室
11月21日	全員協議会	市本庁舎41会議室
12月26日	パブリックコメント	令和6年1月15日まで
令和6年 2月13日	全員協議会	市本庁舎41会議室

湯沢市地域福祉推進計画

第4期 湯沢市地域福祉計画

第5期 湯沢市地域福祉活動計画

■湯沢市福祉保健部福祉課
〒012-8501 湯沢市佐竹町 1 番 1 号
電話 0183-73-2122
FAX 0183-72-8301

■湯沢市社会福祉協議会
〒012-0815 湯沢市古館町 4 番 5 号
電話 0183-73-8696
FAX 0183-73-3558